

Press Release

平成25年10月4日

(照会先)

品質管理部長

竹村 英機

(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成25年8月分)について

平成25年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めて まいります。

事務処理誤り等(平成25年8月分)について

I 概要

日本年金機構(本部及び年金事務所等)における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故(社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。)について、8月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた505件のうち、公表可能な454件及びシステム事故2件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

Ⅱ 状況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の505件を対象としています。

1 事務処理誤り等区分別件数	
(1) 受付時の書類管理誤り・・・・・・・・・・・・ 9件 (1.8	3%)
[郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り]	
(2) 確認・決定誤り・・・・・・・・・・・・・・・・275件 (54.5	5%)
〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤	り〕
(3) 未処理・処理遅延・・・・・・・・・・・・・・ 3件 (0.0	3%)
〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構	季本部
への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕	
(4) 入力誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 件 (4.5)	5%)
〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違え等、入力時の誤り〕	
(5) 通知書等の作成誤り・・・・・・・・・・・・・ 13件 (2.0	3%)
〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕	
(6) 誤送付・誤送信・・・・・・・・・・・・・・ 53 件 (10.5)	5%)
〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕	
(7) 説明誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36件 (7.	1%)
〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕	
(8) 受理後の書類管理誤り・・・・・・・・・・・・ 8件 (1.0	3%)
〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕	
(9) 記録訂正誤り・・・・・・・・・・・・・・・ 5件 (1.0)%)
〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕	
(10) 事故等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80 件 (15.	. 8%)

合計 505件 (100.0%)

中での誤りには該当しないもの]

〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの

2 制度等別件数

(1)	厚生年金適用関係	٤.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	86 件	(17.0%)
(2)	厚生年金徴収関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6件	(1.2%)
(3)	国民年金適用関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44 件	(8.7%)
(4)	国民年金徴収関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73 件	(14.5%)
(5)	年金給付関係••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	253 件	(50.1%)
(6)	船員保険関係・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0件	(0.0%)
(7)	その他・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43件	(8.5%)
																1	1	+			505件	(100.0%)

3 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

表 1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

		12 1	叩及寸/	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		ジサビ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	ハ 見か	<u> </u>		
	受付時 の書類 管理誤 り	確認・ 決定誤 り	未処理• 処理遅 延	入力誤 り	通知書 等の作 成誤り	誤送付• 誤送信	説明誤 り	受理後 の書類 管理誤 り	記録訂 正誤り	事故等	計
厚生年金	5	29	0	13	3	31	0	5	0	0	86
適用関係	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
厚生年金	0	4	0	0	1	0	0	0	0	1	6
徴収関係	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)
国民年金	0	24	0	2	1	6	2	0	2	7	44
適用関係	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
国民年金	1	24	2	0	6	16	4	2	1	17	73
徴収関係	(1)	(3)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(9)
年金給付	3	194	1	8	2	0	30	1	2	12	253
関係	(2)	(25)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)	(33)
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
7.04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	43
その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
=1	9	275	3	23	13	53	36	8	5	80	505
計	(3)	(33)	(3)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(0)	(4)	(51)

⁽注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4 事務処理誤り等の原因

(1) 原因別件数

- ② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64 件 (12.7%) [法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等]
- ③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件 (0.0%) [本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの]
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 57件 (11.3%)〔不正行為、不適正な事務処理、事故等〕

合計 505件 (100.0%)

(2) 原因別・事務処理誤り等区分別内訳

表 2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時 の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅 延	入力誤り	通知書 等の作 成誤り	誤送付• 誤送信	説明誤り	受理後 の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
確認不足	9	229	3	22	12	53	23	3	4	26	384
唯祕不足	(3)	(31)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(46)
'英田 · 国歌祖 ()	0	46	0	0	1	0	12	0	1	4	64
適用・認識誤り	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)
日書竿の批響	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届書等の放置	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
7.0/lh	0	0	0	1	0	0	1	5	0	50	57
その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)
計	9	275	3	23	13	53	36	8	5	80	505
āl	(3)	(33)	(3)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(0)	(4)	(51)

⁽注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(3) 原因別·制度等別内訳

表 3 原因別・制度等別内訳一覧表

	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険 関係	その他	計
<i>1</i> #=₹1 7 . □	80	5	36	63	200	0	0	384
確認不足	(4)	(3)	(2)	(7)	(30)	(0)	(0)	(46)
*本田 到歌記 1	1	1	7	5	50	0	0	64
適用・認識誤り	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(3)
	0	0	0	0	0	0	0	0
届書等の放置	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
7.014	5	0	1	5	3	0	43	57
その他	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	0 0 384 (0) (0) (46) 0 0 64 (0) (0) (3) 0 0 0 (0) (0) (0)		
=L	86	6	44	73	253	0	43	505
計	(4)	(3)	(2)	(9)	(33)	(0)	(0)	(51)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5 事務処理誤り等による影響

(1) 事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4 事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
日と紹介エナント	68	3	27	63	65	0	43	269
影響額なし	(3)	(2)	(1)	(5)	(8)	(0)	(0)	(19)
4 TM+ '#	2	1	3	0	17	0	0	23
1万円未満	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)
1万円以上	3	2	3	8	36	0	0	52
5万円未満	(0)	(1)	(0)	(3)	(4)	(0)	(0)	(8)
5万円以上	3	0	3	2	21	0	0	29
10万円未満	(0)	(0)	(0)	(1)	(4)	(0)	(0)	(5)
10万円以上	8	0	6	0	55	0	0	69
50万円未満	(0)	(0)	(1)	(0)	(7)	(0)	(0)	43 269 0) (19) 0 23 0) (2) 0 52 0) (8) 0 29 0) (5) 0 69 0) (8) 0 20 0) (1) 0 35 0) (7) 0 8 0) (1) 43 505
5 0万円以上	0	0	1	0	19	0	0	20
100万円未満	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
100万円以上	2	0	1	0	32	0	0	35
500万円未満	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(7)
500 Empl	0	0	0	0	8	0	0	8
500万円以上	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
= 1	86	6	44	73	253	0	43	505
計	(4)	(3)	(2)	(9)	(33)	(0)	(0)	(51)

- (注1) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。
- (注2) 影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響の あった額を表示した。
- (注3) 影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

(2) 事務処理誤り等による事象別内訳

表 5 事務処理誤り等による事象別一覧表

事象	件数	総額(円)	平均金額(円)
過払い(年金等の額を多く払いすぎた件)	75	58, 492, 306	779, 897
未払い(年金等の額を少なく支払った件)	101	80, 247, 964	794, 534
過徴収(保険料金額を多く徴収した件)	24	3, 387, 650	141, 152
未徴収(保険料金額を少なく徴収した件)	11	3, 105, 953	282, 359
誤還付(保険料金額を誤ってお返しした件)	3	333, 510	111, 170
その他	22	50, 645, 077	2, 302, 048
計	236	196, 212, 460	831, 408

- (注1) 「表5事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表4事務処理誤り等による影響額別一覧表」 の「影響額なし」以外の内訳を表示した。
- (注2) 「総額(円)」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。
- (注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	14 件	45, 453, 947 円
過払いと過徴収がある件	4件	3, 349, 516 円
過払いと未徴収がある件	3件	1,816,839円
過徴収と未徴収がある件	1 件	24,775 円

- 6 事務処理誤り等の判明契機
- (1) 日本年金機構内部で判明・・・・・・・・・・ 238件 (47.1%)
- (2) 日本年金機構外部からの通報等により判明・・・・・・ 224件 (44.4%)
- (3) その他(事件・事故等)・・・・・・・・・・・ 43件 (8.5%)

合計 505件 (100.0%)

Ⅲ システム誤りに伴う事故等

表 6 システム事故等一覧表

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額(円)
2009年3月頃	健康保険・厚生年金保険料の納入告知額の誤りについて	23 事業所 86 名	その他	2, 473
2011年6月15日	遺族年金と老齢年金の調整に係るプログラム誤りについて	87 名	未払い	71, 634

(注2)システム事故等の詳細は、別添の「日本年金機構の平成25年8月分システム事故等一覧」を 参照して下さい。

〇日本年金機構の平成25年8月分の事務処理誤り等一覧(1~78ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号	1~82
2. 厚生年金徴収関係	14P	整理番号	83~85
3. 国民年金適用関係	15P	整理番号	86~127
4. 国民年金徴収関係	25P	整理番号	128~191
5. 年金給付関係 •••	34P	整理番号	192~411
6. その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78P	整理番号	412~454

(注)各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

〇日本年金機構の平成25年8月分 システム事故等一覧(79ページ)

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	労関の延 保書戻つい て	受付時の書類管理誤り	神奈川	厚木	2011年8月4日	2012年 8月13日	〇担当者が保管していた封筒を確認 したところ、労働保険関係書類の返戻 遅延が判明しました。	〇事業所より労働保険関係の書類が 誤って送付された際、速やかに事業所 へ返戻すべきところ、失念したことによ ります。	1事業	_	0	〇担当者が事業所にお詫びの上説 明し、お詫びの文書及び報告書を 交付し、了承を得ました。	〇担当部署において、開封された 封筒のダブルチェックの徹底及び 受付た書類の進捗管理の徹底につ いて周知しました。	内部
	特例納付の料の場合の場合の場合の場合のは、	受付時の書類管理誤り	神奈川	小田原	2011年11月9日	2012年7月27日			2事業 所	未徴収	349,657	○担当者が2事業所にお詫びの 上、至急納入告知書を送付する旨 説明し、了承を得ました。 ○事業所あてに納入告知書を送付 しました。	〇担当部署において、特例納付に 係る引継経過簿を作成し進捗管理 の徹底を行うよう周知しました。	内部
3	被扶養者の明について	受付時の書類管理誤り	滋賀	草津	2012年12月26日	2013年1月16日	〇事業所より、被扶養者異動届を提出したが健康保険被保険者証等が送付されないとの問合せがあり、確認したところ、被扶養者異動届の所在不明が判明しました。	受付進捗管理システムに受付を行う	1事業 所1名	_	0	被扶養者異動届の再提出を依頼 し、了承を得ました。	〇担当部署において、郵送された 封筒を開封する際、届書等内容物 と封筒をセットにし「書類回付箱」で 管理を行った上で担当課へ回付す ることを周知・徹底しました。	外部
	健康保の明に	受付時の書類管理誤り	兵庫	三宮	2012年3月16日	2012年3月19日	〇担当者が事業所より提出された資格喪失届を確認したところ、健康保険被保険者証の所在不明が判明しました。	○資格喪失届を窓口で受付た際、添付の健康保険被保険者証については 穿孔した上で、回収箱に保管すべきところ、管理不足により、所在不明となったものです。	1事業 所4名	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の警察署に紛失届を提出しました。	康保険被保険者証については、そ	内部
5	資格取得 の未の で	受付時の書類管理誤り	神奈川	厚木	2011年 8月29日	2012年1月17日	〇事務センターより、賞与支払届の入力をしようとしたところ未取得者のためエラーになったとの連絡があり、確認したところ、資格取得届の未処理が判明しました。	際、封筒から取り出さないまま未処理 としたものです。	1事業 所1名	未徴収	228,169	〇担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 〇担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	筒を保管する前に、中身を再確認	内部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
6	資格取得 届の入力 誤りについ て	確認・決定誤り	東京	事務 センター	2011年 5月23日	2011年 5月27日		た資格取得届をFDに収録する際に、 本来、B事業所の事業所記号で収録 すべきところ、誤ってA事業所の事業 所記号で入力したものです。	2事業所1名	_	0	○全国健康保険協会の担当者がA 事業所にお詫びの上説明し、了承 を得ました。誤って送付した健康保 険被保険者証を回収しました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。健康保険 被保険者証を交付しました。	説明し、入力時及び入力後のダブルチェックを徹底するよう要請しました。 〇委託業者より担当者に説明し、 周知徹底を図った旨の報告があり	外部
7	社会保障用交保適用では、	認	東京	事務 センター	2012年 1月27日	2012年 2月9日	〇機構本部より、適用証明書交付申請書の審査内容について確認依頼があり、確認したところ、社会保障協定適用証明書交付申請書の承認誤りが判明しました。	が派遣直前の6ヵ月間継続して事業主	1事業所1名	_	0	〇担当者が事業所にお詫びの上、 申請の取消について説明し、了承 を得ました。 〇申請書の取消届を受理し、入力 処理を行いました。	〇担当部署において、適用証明書 交付申請書を受付た際、被保険者 期間の確認を徹底するよう周知しま した。	内部
8	特例納付保険料の第出誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2009年 3月24日	2012年6月8日	〇担当者が年金記録地方第三者委員会のあっせん事案関係の書類を確認したところ、特例納付保険料の算出誤りが判明しました。		1事業所1名	過徴収	65,627	〇担当者が事業所に詫びの上、保 険料の還付について説明し、了承 を得ました。 〇事業所にお詫びの文書及び還付 請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし	内部
9	新規適用 届の事理記 号の誤り について	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2012年7月10日	2012年 8月21日	〇担当者が処理済の新規適用届を確認したところ、新規適用届の事業所整理記号の誤りが判明しました。	〇新規適用届の事業所整理記号を払 出する際、事業所所在地の確認不足 により、誤った事業所整理記号を記載 し処理を行ったことによります。	1事業	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 納入告知書等の差替について説明 し、了承を得ました。 ○事業所整理記号の訂正処理を行 い、納入告知書等の差替を行いま した。	〇担当部署において、新規適用届 の事業所所在地と郡市区記号の確 認の徹底について周知を行いまし た。	内部
10	口座振替 納書の 事務 事務 等等の りについて	認	東京	上野	2012年 7月23日		たところ、口座振替納付申出書の事業	力したため、事業所基本記録を一旦取	1事業 所2名	_	0	〇担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、現金領収することで了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。	付申出書を回付した後に事業所整理記号等が変更された場合には、	外部

	理件	名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	資格の製品を受ける。	事業 理記 の誤	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2012年 8月8日	2012年 8月20日	〇事業所より、適用除外承認通知書が届いたが該当する従業員がいないとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の事業所整理記号等の誤りが判明しました。	〇事業所整理記号及び事業所整理番号が未記入で提出されたA事業所の資格取得届を入力する際、誤ってB事業所の整理記号及び整理番号を記入し入力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	2事業所1名	_	0	説明し、了承を得ました。誤って送	〇担当部署において、事業所名称 検索を行う際、株式会社、有限会社 等についても入力し検索することを 周知・徹底しました。	外部
1	適用事所で変更が変要外が理理について	在地 届(管 の処 リに	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2012年 10月26日	2012年10月31日	○事業所より、厚生年金保険料等の 納付書作成依頼があり、記録を確認し たところ、適用事業所所在地変更届 (管轄外)の処理誤りが判明しました。	○適用事業所所在地変更届(管轄外) を受付た際、届書を変更後の所在地 を管轄する年金事務所に送付すべき ところ、誤って事務センターに送付した ものです。また、事務センターにおいて は、適用事業所所在地変更届を管轄 内における変更として入力したもので す。	1事業 所7名	_	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出があったためお願いしました。 ○適用事業所所在地変更届(管轄外)の入力処理を確認しました。	地変更届(管轄外)については、内 容確認の上、変更後の所在地を管	外部
1	資格! 届に付資格! 年報認! につい。	系る 取得 日の 誤り	確認・決定誤り	大阪	難波	2013年 1月10日	2013年 2月21日	〇事業所より、保険料額について問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る資格取得年月日の確認誤りが判明しました。	〇事業所から誤って1年以上遡及した 資格取得年月日が記載された資格取 得届の提出があった際、資格取得年 月日が確認できる添付書類の提出を 求めるべきところ、失念しそのまま入 力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	_	0		〇担当部署において、遡及して提出された届書に係る審査事務の徹底について周知しました。	外部
1	資格! 届の! 区分: りにつ	取得 の誤	確認・決定誤り	東京	事務 センター	2013年 2月20日	2013年 3月7日	〇事業所より、国民健康保険組合加入者であるにもかかわらず、健康保険被保険者証が届いたとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の取得区分の誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、取得区分を「厚生年金のみ加入」で入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	_	0		〇担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しました。	外部
1	資格及の 格の を を を を を を を う こ の に り の に り の り の り り り り り り り り り り り	び資 失届 査決 小に	確認・決定誤り	香川	事務 センター	2013年 2月27日	2013年 3月7日	に係る資格の確認依頼があり、確認し	〇グループ企業内の転籍により提出された資格取得届及び資格乗失届を審査する際、資格取得届については、資格取得届については、転籍前の事業所整理記号で入力すべきところ、誤って転籍後の整理記号で入力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	2事業 所1名	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。 ○健康保険被保険者証の差替を行いました。	チェック等を徹底するよう周知しまし	外部

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	任事お規月厚基のつ 意業け適日生金誤い	用に折年び金入確認・決定	長野	事務センター	2013年1月9日	2013年2月25日	○ブロック本部より、認可されていない 事業所が既に厚生年金基金加入に なっているとの連絡があり、確認したと ころ、任意適用事業所における新規適 用年月日及び厚生年金基金加入の誤 りが判明しました。	書を受付た平成25年1月4日とすべきところ、誤って平成25年1月1日とし処理を行ったものです。また、新規適用	1事業 所2名	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証等の差替について説明し、了承を得ました。 ○正しい認可日で新規適用届及び資格取得届を処理しました。 ○事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証の差替を確認しました。	び厚生年金基金加入に係る取扱い	内部
1	新届後る替出付つはいる。	カナ辰申回・決	大阪	吹田	2012年 8月10日	2012年 8月23日	〇担当者が処理済の新規適用届を確認したところ、新規適用届の入力後における口座振替納付申出書の回付漏れが判明しました。	○新規適用届の入力後、同時に提出された口座振替納付申出書を速やかに徴収担当へ回付すべきところ、失念したものです。	1事業	_	0	保険料については、今月末に納入 告知書で納付いただくことで了承を 得ました。	〇担当部署において、届書審査時に他課へ回付すべき届書については、回付漏れ防止のため、その旨を記載した付箋を貼付するよう周知・徹底しました。	内部
1	資格の整のつい	業に破りでする。	滋賀	事務センター	2012年 5月21日	2012年6月21日	の問合せがあり、確認したところ、資格	〇日事業所より、事業所整理記号の記載がない資格取得届を受付た際、誤ってA事業所の整理記号を記載し処理したものです。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。		_	0	了承を得ました。 〇担当者がA事業所にお詫びの	〇担当部署において、事業所整理 記号及び整理番号が未記入の届 書を審査する際、事業所に確認を 行った上で処理を行うよう周知・徹 底しました。	外部
1	資属取りに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	格月碗	愛知	事務センター	2013年 3月4日	2013年 3月14日	〇担当者より、資格取得年月日の確認依頼があり、確認したところ、資格取得届の資格取得年月日の確認誤りが判明しました。	上遡及した資格取得年月日が記載さ	1事業所1名	_	0	〇担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。	出された届書に係る審査事務の徹	内部
2	新規適時を含めています。新規におる。本語のでは、おいます。	サー 確認 認	神奈川	厚木	2012年 7月1日	2012年8月20日	〇担当者が新規適用事業所の口座振 替勧奨の準備を行っていたところ、新 規適用時における資格要件の確認誤 りが判明しました。	〇新規適用届を受付た際、個人事業所の専従者については被保険者となることができないにもかかわらず、資格要件の確認を怠り、被保険者として取り扱ったものです。	1事業 所2名	過徴収	133,770	○担当者が事業所にお詫びの上、 個人事業所の専従者は社会保険に 加入できない旨説明し、保険料については次回納付時に調整すること で了承を得ました。 ○資格取得届の取消処理を行い、 健康保険被保険者証を回収しました。	の専従者に係る社会保険適用の取 扱いについて周知・徹底を行いまし	

整番	里 件名		故 の 分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
2	資格の基準の対しています。	又得礎 番号 認いて 研	在忍, 央官員	埼玉	浦和	2007年 4月20日	2012年 9月5日	○事務センターより、資格記録について確認依頼があり、確認したところ、資格取得届の基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	〇A様の資格取得届を処理する際、A 様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、確認不足により、誤って同一氏名(ふりがな)・生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。 〇その結果、A様にB様が納付した国民年金保険料を誤還付し、B様に納付すべき平成20年4月以降の国民年金保険料納付書が送付されなかったものです。	1事業 所2名	誤還付	168,510	○担当者がB様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅した保険料を領収することは認められないとの回答があり、B様に改めてお詫びの上後納制度について説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様にお詫びの文書及び返納金納入告知書を送付しました。 ○A様及びB様の資格記録及び納付記録の補正処理を行い、B様に分割納付書及び後納納付書を送付しました。 ○A様のの補正処理を行い、B様に分割納付き及び後納納付書を送付しました。 ○A様の返納金及びB様の後納保険料の納付を確認しました。	金番号を氏名索引する際には、氏 名・生年月日のみならず、住所や年 金加入状況等の確認についても徹	
2:	社会保協証明行い	箇用 書の 誤り	E E	東京	事務センター	2012年 10月17日	2012年 12月12日	〇機構本部より、適用証明書交付申請書が本部に進達されないまま適用証明書が交付されているとの連絡があり、確認したところ、社会保障協定適用証明書の発行誤りが判明しました。	〇社会保障協定適用証明書交付申請書を受付た際、両国の当局協議を行うために、速やかに機構本部へ申請書を進達すべきところ、認識不足により、進達を行わず適用証明書を発行したことによります。	1事業 所1名	_	0	〇担当者が事業所にお詫びの上、適用証明書の回収及び再審査を行う旨説明し、了承を得ました。 〇適用証明書交付申請書が承認されたため、適用証明書の差替を行いました。	〇担当部署において、適用証明書 発行に係る協議の確認の徹底につ いて周知を行いました。	
2:	資格の資金の場合である。	資格 手月 呉り	E E	熊本	事務 センター	2012年 5月7日	2012年6月26日	〇担当者が被保険者記録期間重複 チェックリストを確認したところ、資格喪 失届の資格喪失年月日の誤りが判明 しました。	○委託業者において、60歳到達により退職後継続再雇用となったお客様の資格取得届及び資格喪失届を入力する際、平成24年1月1日付で喪失及び取得処理すべきところ、誤って資格喪失届の資格喪失年月日を平成24年4月1日で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他		○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、今月末に納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○中金受給者であるお客様にお詫びの上、年金の増額調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。 ○年金が増額調整されていることを確認しました。	及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導	
2-	資格の整等のりについ	業 理記 別誤で 記説で	忍. 央旨員	千葉	事務 センター	2013年 4月11日	2013年 4月16日	〇事業所より、同一企業グループの別事業所名称が記入された健康保険被保険者証が届いたとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の事業所整理記号等の誤りが判明しました。	〇事業所整理記号及び事業所番号が 未記入で提出された資格取得届を入 力する際、誤って別事業所の整理記 号及び番号を記入し入力したことによ ります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	2事業 所1名	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を行いました。	書を審査する際、事業所に確認を 行った上で処理を行うよう周知・徹	外部

整理 番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
届 (所 表 号 (格取事理誤り の事理誤り のいて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2013年 4月12日	2013年 4月17日	○事務センターより、事業所整理記号 の入力が誤っているとの連絡があり、 確認したところ、資格取得届の事業所 整理記号の誤りが判明しました。	〇事業所整理記号が未記入で提出された資格取得届を入力する際、誤って別事業所の整理記号を記入し入力したことによります。 〇担当者の確認不足及びエラー補正時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	_	0	健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。	際、代表者名、事業所名称及び所 在地の確認を徹底するよう周知しま	
の れ 厚 保 の 8	格浦に主奏告 録漏る金等誤で	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2013年 4月30日	2013年5月2日	○事業所より、平成25年3月分の保 険料の請求額が多いとの問合せがあ り、確認したところ、資格記録の補正 漏れによる厚生年金保険料等の告知 誤りが判明しました。	○資格喪失者に係る遡及した月額変 更記録を入力する際、計算日の前日 までに補正等処理を完了させるべきと ころ、資格喪失記録の処理が行われ ておらず、誤った厚生年金保険料等の 告知を行ったものです。	1事業 所1名		1,408,090	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時間し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が補正処理を行いました。	日を確認した上で保険料関係の届	外部
届がにお事う理話	各取得 得時る業 記 別につい	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年 4月22日	2013年 4月25日	れた健康保険被保険者証が届いたと の問合せがあり、確認したところ、資格	○事業所整理記号が未記入で提出された資格取得届を入力する際、誤って別事業所の整理記号を記入し入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	2事業 所2名	_	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 健康保険被保険者証等の差替について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証等の差替を行いました。	記号が未記入の届書を審査する 際、事業所に確認を行った上で処	外部
届の時間のおります。 おりまれる これ おりまれる これ かりまれる これ これ かりまれる これ かりまれる これ かりまれる これ かりまれる これ	各別に 取訂お定のれて を書属いて	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2013年 4月10日	2013年 5月16日	〇事業所より、誤った保険料額を給与から控除してしまったとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の訂正時における決定通知書の訂正漏れが判明しました。	〇資格取得届を処理した際、標準報酬月額を誤って入力したため、同日訂正処理を行ったが、決定通知書の訂正を失念し、そのまま送付したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名		0	〇担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の事業所あてにお詫びの文書及び正しい決定通知書を送付しました。	を説明し、審査事務の要点及び入 力処理後のダブルチェック等を徹底	
会! る! 名. 提.	金さな事が共らいます。	確認・決定誤り	千葉	千葉	2013年 1月22日	2013年 4月19日	〇お客様より、年金委員会から会費の 納付書が届いたとの問合せがあり、確 認したところ、年金委員会に対する事 業所名称等の提供誤りが判明しまし た。		1事業	_	0	する旨説明し、了承を得ました。	○担当部署において、個人情報及 び事業所情報の照会に対し、的確 な対応を行うよう周知・徹底しまし た。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	兼	判明 契機
30	資格取得格別 日間 日間 日間 につい で	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	2013年 4月3日	2013年 4月25日	〇事業所より、納入告知額について問合せがあり、確認したところ、資格取得届の資格取得年月日の確認誤りが判明しました。	〇事業所から誤って1年以上遡及した 資格取得年月日が記載された資格取 得届の提出があった際、資格取得年 月日が確認できる添付書類の提出を 求めるべきところ、失念しそのまま入 力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名		0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替及び保険料の月末調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書及び納入告知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証の差替を行いました。	〇担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しました。	
31	資格の 育格の の の の の の に つ に て	確認・決定誤り	東京	文京	2012年 6月12日	2012年6月15日	○事務センターより、2年以上遡及した資格取得届を処理したとの連絡があり、確認したところ、資格取得届の資格取得年月日の確認誤りが判明しました。	○事業所から誤って2年以上遡及した 資格取得届の提出があった際、資格 取得年月日が確認できる添付書類の 提出を求めるべきところ、失念しその まま入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名		0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	出された届書に係る審査事務の徹	内部
32	70歳以上 被定基準 定標子 で標準額の 計額の は り い て で に で に で に で に で に で に で に の に り に り に り に り に り に り に り に り に り	入力誤り	宮城	事務センター	2012年 9月18日	2012年11月12日	〇年金事務所より、お客様から年金が 減額された理由について問合せが あった旨の連絡があり、確認したとこ ろ、70歳以上被用者算定基礎届の標 準報酬月額相当額の入力誤りが判明 しました。	酬月額相当額を1桁多く入力したこと により年金の支給停止が多く行われ	1事業所1名		65,812	○担当者が事業主及びお客様にお 詫びの上説明し、未払いの年金を 支払うことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、未払 いの年金が支払われたことを確認 しました。	○委託業者に対し、今回の事象を 説明し、入力誤りの防止及び入力 後のチェックについて要請しました。 ○委託業者より担当者に入力時及 び入力後の確認を徹底するよう指 導した旨の報告がありました。	
33	資格取得 届の資年 日のいて	入力誤り	静岡	掛川	2005年 8月31日	2013年3月7日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、資格取得届の 資格取得年月日の誤りが判明しまし た。	○資格取得届を入力する際、資格取得年月日を誤って入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名		45,425	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし	
34	資格取得 届の 報酬月 の 入力 い い し つ い て の い て の り に の り に の り に の ら り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	入力誤り	神奈川	事務センター	2011年 7月13日	2012年 8月10日	〇社会保険労務士より、標準報酬月額について問合せがあり、確認したところ、資格取得届の標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	〇委託業者が資格取得届を入力する際、報酬月額1,750千円で入力すべきところ、誤って175千円で入力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名		1,193,152	○担当者が社会保険労務士及び 事業所にお詫びの上説明し、保険 料について、分割納付することで了 承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書及び納入告知書を事業所あ てに送付しました。	入力時の確認を徹底するよう指導	=

	理号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
3	届の		入力誤り	東京	文京	2011年 4月1日	2011年9月7日	〇会計事務所より、国民健康保険組合に加入しているにもかかわらず、送付された決定通知書に健康保険料の記載があるとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の取得区分の入力誤りが判明しました。	厚生年金被保険者」と入力したことに	1事業所1名	過徴収	106,176	○担当者が会計事務所にお詫びの 上、保険料の還付について説明し、 了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、保険料還 付請求書を受せし、入力処理 を行いました。	を説明し、審査事務の要点及び入 力処理後のダブルチェック等を徹底	
3	届の 報酬 の入	取標準額誤ついて	入力誤り	京都	事務センター	2011年 5月6日	2011年7月5日	〇社会保険労務士より、標準報酬月額について問合せがあり、確認したところ、資格取得届の標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、報酬月額094千円で入力すべきところ、誤って946千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	過徴収	352,208	〇担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし	
3	届のよりに	取得保名誤ついて	+	北海道	砂川	2013年 4月2日	2013年 4月11日	が届いたが、氏名が相違しているとの 問合せがあり、確認したところ、資格取	者氏名の漢字を誤って入力したもので	1事業 所1名	_	0	〇担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を行いました。	チェック等を徹底するよう周知しまし	
3	届の 険者 の入	取得 ・ は氏名 いて	入力誤り	栃木	事務センター	2013年 4月9日	2013年 4月12日	保険者証の氏名が誤っているとの問 合せがあり、確認したところ、資格取得	○委託業者が資格取得届を入力する際、被保険者氏名の漢字を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	_	0	健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。	ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導	=
3	届の険者の入	取得 被保名 説が で	入力誤り	福島	事務 センター	2013年 4月19日	2013年 4月25日	が届いたが、氏名が相違しているとの 問合せがあり、確認したところ、資格取	○委託業者が資格取得届を入力する際、被保険者氏名を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	_	0	健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。	ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導	=

整番	理号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
4	届の報酬のみ	N取得 ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	入力誤り	沖縄	浦添	2000年 4月5日	2013年4月1日	〇事業所より、基金記録と国の記録を 突合したところ、標準報酬月額に誤り があるとの問合せがあり、確認したと ころ、資格取得届の標準報酬月額の 入力誤りが判明しました。	〇資格取得届を入力する際、報酬月額139千円で入力すべきところ、誤って134千円で入力したことによります。 〇担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	1,820	〇担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし	外部
4	届σ 月額	頁を 変報 で表 のりに で で で で で で で で で で で で で	入力誤り	沖縄	名護	2000年 5月10日	2013年3月29日		〇担当者が月額変更届を処理する際に、報酬月額を15万円と入力すべきところ、誤って11万円と入力したものです。	1事業 所1名	未徴収	44,320	説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及	よう周知しました。	外部
4:	届の人	各取得保 対策の対策を は、力いて	入力誤り	新潟	事務センター	2013年 4月22日	2013年 4月24日	〇お客様より、健康保険被保険者証 の氏名が誤っているとの問合せがあ り、確認したところ、資格取得届の被 保険者氏名の入力誤りが判明しまし た。	○委託業者が資格取得届を入力する際、被保険者氏名を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名		0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を行いました。	及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し	外部
4	被担(異)の入	を検動した。 保養動したのい で	入力誤り	新潟	事務 センター	2013年 4月23日	2013年 4月30日	〇事業所より、健康保険被保険者証に記載されている被扶養者の氏名が違うとの問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、健康保険被扶養者(異動)届の入力誤りが判明しました。	○委託業者が健康保険被扶養者(異動)届を入力する際に、被扶養者の名字が被保険者と異なっていたにもかかわらず、被保険者の名字で入力したものです。 ○入力後の確認が不十分であったことによります。	. 1事業 所1名		0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って送付した健康保険被保険 者証を回収しました。 ○担当者が処理を行い、全国健康 保険協会より、事業所あてに健康 保険被保険者証が送付されたこと を確認しました。	説明し、入力誤りの防止及び入力	外部

ath the	理	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	届の 月額	夏変更更 受報の 受験 で で で	入力誤り	東京	江東	2004年 11月26日	2012年11月22日	〇事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の月額変更記録が相違しているとの連絡があり、確認したところ、月額変更届の報酬月額の入力誤りが判明しました。	〇担当者が月額変更届を処理する際に、報酬月額を26万円と入力すべきところ、誤って36万円と入力したものです。 〇入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業 所1名	過徴収	23,248			
	合調 通知 の記	熊所総 明査の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2013年 1月8日	2013年1月9日	〇事業所より、事業所総合調査の実施日時について問合せがあり、確認したところ、事業所総合調査の通知文書の記載誤りが判明しました。	○事業所総合調査の実施についての 通知文書を作成する際、実施日時の 記載を漏らしたまま送付したことにより ます。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによります。	9事業	_	0	○担当者が9事業所に詫びの上、正しい通知文書を送付する旨説明し、了承を得ました。 ○事業所にお詫びの文書及び正しい通知文書を送付しました。	○担当部署において、通知書等送付時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
	協定証明様式	を 保適書 明書誤 で	通知書等の作成誤り	東京	事務センター	2012年 6月14日	2012年 6月28日	〇お客様より、社会保障協定適用証明書が誤って交付されているとの問合せがあり、確認したところ、社会保障協定適用証明書の様式誤りが判明しました。		2事業 所2名	_	0	付したB事業所の適用証明書を回収しました。	理時におけるチェック体制の強化を 要請したところ、入力担当者に事象 を説明し入力時の確認を徹底する よう指導した旨の報告がありまし	外部
	合調 通知 の記	所総 耐文書 記載いて	通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2012年 12月4日	2012年12月5日	〇事業所より、事業所総合調査の実施場所について問合せがあり、確認したところ、事業所総合調査の通知文書の記載誤りが判明しました。		15事 業所	_	0		〇担当部署において、通知書等送付時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
	届に案内の送	E基礎 「保文書」 「大学」 「でいて	誤送付・誤送信	香川	事務 センター	2012年 6月15日	2012年 6月19日	〇年金事務所より、算定基礎届に同 封された案内文書ついて問合せがあ り、確認したところ、算定基礎届に係る 案内文書の送付誤りが判明しました。	〇調査対象事業所に算定基礎届を送付する際、「調査による届出の案内文書」を同封し送付すべきところ、誤って「郵送による届出の案内文書」もあわせて同封し送付したものです。 〇封入・封緘時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	3139 事業 所	_	0	書」を送付しました。	〇担当部署において、案内文書等 封入時及び送付時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	厚関書送いて生孫のに会には、「はない」とは、「はない」とは、「はない」という。「はない」という。「はない」という。「はない」という。「はない」という。「はない」という。「はない」という。「はない」という		愛 奈神大東北奈 神三 北島 静千東知 良川 阪京道良 川重 道根 岡葉京	もった では また は れ 大高 厚 まと 帯 務々 三 幕 田 務タ 良 中 波 野 北 和田 木 務夕 広 セー島 張 谷の は かん	2012年 10月1日 ~ 2013年 4月18日	2012年 10月2日 ~ 2013年 4月23日	〇事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金関係通知書等の誤送付が判明しました。	〇ご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別の事業所に送付する厚生年金関係通知書等を封入し送付したものです。 〇封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	5社保労士 26業 68名		0	業所にお詫びの上説明し了承を得		

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
63 ~ 77	厚関書送いて金知誤つ	誤送付・誤送信	群海東東東東愛兵香東東北東馬道京京京川京京知庫川京京道京	事みを	2012年 10月12日 ~ 2012年 12月10日	2012年 10月15日 ~ 2012年 12月14日	〇事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金関係通知書等の誤送 付が判明しました。	〇委託業者がご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付する際に、誤って別の事業所に送付する厚生年金関係通知書等を封入し送付したものです。 〇封入・封緘時における委託業者の確認が不十分であったことによります。	3社保労士 89 第 482名		0	〇担当者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明して承を得ました。誤って送付した厚生年金関係通知書等を回収しました。 〇担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付しました。	明し、お客様あてに文書を送付する 際は封入封緘時に複数名でダブル チェックを行うことを徹底するよう要 請したところ、担当者にダブルチェッ	
78	一括認用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	受理後の書類管理誤り	神奈川	鶴見	2011年 9月6日	2012年 1月19日	〇事業所より、提出された一括適用承認申請書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、一括適用承認申請書の所在不明が判明しました。	認申請書をブロック本部に送付した	3事業	_	0	〇担当者が3事業所にお詫びの上 説明し、申請書一式を再提出いた だくことで了承を得ました。 〇事業主あてにお詫びの文書を交付しました。 〇指定事業所の資格取得届等、対 象事業所である2事業所の資格喪 失届等を受理し、入力処理を行い ました。	〇担当部署において、進達中及び 未処理分の書類の進捗管理の徹 底について周知を行いました。	外部
79	適用事在(管 順所更外)のに 軽不のに でいて	受理後の書類管理誤り	愛知	笠寺	2012年 5月30日	2012年 6月13日	〇他年金事務所より、適用事業所所 在地変更届(管轄外)の原本が送付さ れないとの連絡があり、確認したとこ ろ、適用事業所所在地変更届(管轄 外)の所在不明が判明しました。	○適用事業所所在地変更届(管轄外)を受付た際、添付書類が不備であったため、一旦処理を保留したところ、進 捗確認不足により届書が所在不明と なったものです。	1事業	_	0		〇担当部署において、未処理分の 書類の進捗管理の徹底について周 知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
80	資格取得 届の所在 不いて	受理後の書類管理誤り	東京	武蔵野	2013年 1月21日	2013年 2月20日	ずの資格取得届が見当たらないとの 連絡があり、確認したところ、資格取得	○資格取得届を受付した際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠たったことにより、所在不明となったものです。	1事業 所2名	未徴収		資格取得届の再提出について説明	○担当部署において、未処理分の 書類の進捗管理の徹底について周 知を行いました。	内部
81	資格取得 届の所在 不いて	受理後の書類管理誤り	大阪	玉出	2013年 1月17日	2013年 1月30日	○事業所より、資格取得届を提出した が健康保険被保険者証が届かないと の問合せがあり、確認したところ、資格 取得届の所在不明が判明しました。	○資格取得届を受付た際、速やかに 処理すべきところ、進捗管理を怠たっ たことにより、所在不明となったもので す。	1事業 所1名		0	資格取得届の再提出について説明	○担当部署において、未処理分の 書類の進捗管理の徹底について周 知を行いました。	外部
82	資格喪失 宿の明について	受理後の書類管理誤り	静岡	事務センター	2012年 9月25日	2012年 12月26日	○会計事務所より、資格喪失届を提出したが保険料が請求されているとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失届の所在不明が判明しました。	に不備があったため速やかに年金事	1事業所1名	過徴収	77,555		○担当部署において、未処理分の 書類の進捗管理の徹底について周 知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
83	震災特免 に除すの に除すに は は は は は は は は は は は り に り に り に り に	確認・決定誤り	福島	相馬	2012年 11月26日	2013年 2月4日	○震災特例の保険料免除に該当した A事業所より、保険料額について確認 依頼があり、確認したところ、震災特例 による免除該当期間における保険料 の算出誤りが判明しました。また、B事 業所についても同様の誤りが判明しま した。	業所の遡及した報酬改定に係る免除 の再審査及び保険料額の再計算を 行った際、健康保険料に免除該当期	2事業	その他	24,775	にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで	〇担当部署において、震災特例よる免除期間に係る保険料の算定を 行う際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
84	第員せに例険定つ	確認・決定誤り	青森	八戸	2013年 5月31日	2013年 6月5日		象者3名の標準報酬月額をそれぞれ1	1事業 所3名	_		納付申出書の再提出について説明	〇担当部署において、特例納付保 険料算定時のダブルチェックの徹 底について周知を行いました。	内部
85	約等取料いに 東に係手取割の いついに でいて	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2011年 11月9日	2013年 5月1日	取扱いの誤りが判明しました。	○不渡り以降の支払期日の約束手 形、現金領収により返還した小切手等 の取立手数料の返金漏れ、返金額を 誤っていたものです。	10事業所	その他	6,300	〇返金漏れ又は返金額を誤った9 事業所に対し、返金を行いました。	〇担当部署において、事業所より 証券等を受託した際、速やかに取 引金融機関に再委託すること及び 取立手数料のダブルチェックの徹 底について周知を行いました。	内部

MAI HAR	理	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	任がに係る	民意系喪年誤い年加る失月りて金入資予日に	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2006年 5月8日	2012年 11月2日	〇お客様より年金請求書の提出があり、記録を確認したところ、国民年金任 意加入に係る資格喪失予定年月日の 誤りが判明しました。	〇任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に、任意加入の未納期間であるにもかかわらず、配偶者の厚生年金期間を合算対象期間として計算したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	_	0	引き続き納入が必要であることを説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
	任がに係る	民意系喪年誤いて金入資予日に	確認・決定誤り	山形	山形	1998年9月9日	2012年 5月22日		〇任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の厚生年金期間を算入したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	未徴収	13,300	〇機構本部に取扱いを協議し、時	〇担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
	任加 申 是 受	民年金金出理されています。	確認・決定誤り	群馬	前橋	2008年12月4日	2013年1月24日		〇任意加入時に、脱退手当金支給期間を合算対象期間に算入しなかったことにより、誤って受給権を満たしているお客様から任意加入申出書を受理したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	59,920	を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
	資記消国第保格録	生格禄に民36後取のれて年取の伴年号者得取に金得取う金被資記消つ	確認・決定誤り	宮崎	都城	2008年 8月26日	2011年7月6日	〇担当者が継続免除処理時のエラー原因について確認を行ったところ、厚生年金資格取得記録の取消に伴う国民年金第3号被保険者資格取得記録の取消漏れが判明しました。	〇お客様の配偶者に係る厚生年金資格取得記録の取消処理を行う際、第3号被保険者であるお客様の資格取得記録についても取消処理を行うべきところ、失念したため、お客様が免除申請を行う機会を失ったものです。	1名	_	0	〇機構本部に取扱いを協議し、平	を説明し、資格記録の補正処理を 行う際には、被扶養配偶者の有無 についても確認を徹底するよう周知	内部
	任がに保持を	民意系喪年誤りて金入資予日に	確認・決定誤り	富山	富山	2012年7月1日	2013年 1月17日	〇お客様より、後納制度について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。		1名	_	0	受給権を満たすまでに2ヵ月分の納	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、関係書類及び添付書類 等の確認を徹底するよう周知しまし た。	内部

整番	理号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
S	国任に格定のつ	加入 る 失 月 りに	確認・決定誤り	大阪	堀江	2008年 9月19日	2012年 11月26日	○65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	〇任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の厚生年金期間を算入したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	,	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成22年9月及び10月分、平成23年4月及び5月分の付加保険料については還付し、平成24年1月から4月分については付加を含む口座振替による1ヵ月前納額保険料を領収可能との回答あり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
g	国任に格定のれて 2	加る 失 月 カ 清	確認・決定誤り	埼玉	川越	2009年 2月23日	2012年 4月18日	〇お客様より、口座振替通知書の内容について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	の入力を漏らしたことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたこ	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 口座振替について緊急停止を行う 旨説明したところ、了承を得ました。 ○金融機関あて口座振替の緊急停 止を行い、資格喪失予定年月日の 入力処理を行いました。	底について改めて周知を行いまし	外部
g	任意に係	る資 失予 月日 りに	確認・決定誤り	千葉	松戸	2009年 4月14日	2013年3月26日	○65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	額受給までの計算に、厚生年金の同	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と付加を含む口座振替による1年前納額との差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	国民年金 資格の理 り り について		滋賀	彦根	1986年 8月22日	2013年 1月29日	〇機構本部より、お客様の国民年金 記録の不備により再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、国民年金 資格記録の処理誤りが判明しました。	〇国民年金第3号該当届の入力時に 共済組合加入の配偶者と昭和43年3 月に婚姻していたことを確認したため、 遡及した任意加入の申出処理を行うこ とができないにもかかわらず、認識不 足により、婚姻日に遡及して資格喪失 処理及び任意加入申出処理を行った ものです。 〇老齢基礎年金の裁定時において も、誤りに気付かなかったものです。	1名	過払い		○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、資格記録については昭和43年3月に資格要失申出、昭和48年4月に資格取得申出があったものとして記録はそのままとし、資格要失期間である昭和43年3月から昭和48年3月までの免除記録については取消する旨回答があり、改めました。 ○納付記録の補正処理を行いました。 ○返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	を説明し、遡及した資格記録の訂正時における確認の徹底について周知を行いました。	内部
	国民年金 任申受理 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	確認・決定誤り	東京	世田谷	2007年3月9日	2013年1月21日	○事務センターより、合算対象期間について確認依頼があり、確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	〇任意加入時に、配偶者の合算対象 期間の確認を怠り、受給資格要件を満 たしているにもかかわらず、任意加入 させてしまったことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としてし まったことが原因です。		過徴収	399,730	○担当者がお客様にお詫びの上、 過徴収した保険料を還付する旨説 明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
	国民年金 第1号種 別変更理 ののについ て	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2007年7月11日	2013年6月7日	〇お客様より、「国民年金の第3号被保険者期間の訂正のお詫びと届出のお願い」が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金第1号種別変更届の受理漏れが判明しました。	〇お客様より、第1号被保険者該当勧 奨状について相談を受けた際、第3号 被保険者期間の不備を確認の上、第 1号被保険者種別変更届を受理すべ きところ、手続きは必要ないと判断し、 受理を漏らしたことによります。	1名	未徴収	44,340	○担当者がお客様にお詫びの上、 後納制度について説明し、了承を 得ました。 ○種別変更届及び後納申込書を受 理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、お客様からの相談及び 依頼に対し的確な対応を行うことを 周知・徹底しました。	外部

整霍	理	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
5	調査票の	重複者 査・確認 の処理 川につい	確認・決定誤り	石川	金沢北	2009年 5月18日	2013年5月9日	〇お客様より、20歳到達時に国民年金加入手続きの案内が届かなかった との問合せがあり、確認したところ、疑重複者調査・確認票の処理誤りが判明しました。	〇疑重複者調査・確認票を審査する際、お客様と疑重複対象者の氏名の漢字及び住所が相違していたため、別人と判断した上で国民年金の適用勧奨等を行うできところ、確認不足により、同一人と判断したことにより、勧奨を行うことなく、国民年金未加入となったものです。 〇決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	未徴収	702,460	○担当者がお客様にお詫びの上、 後納制度及び免除制度等について 説明し、了承を得ました。 ○資格取得届及び免除申請書を受 理し、入力処理を行いました。 ○若年者納付猶予承認通知書を送 付しました。	審査する際、お客様の氏名、生年	外部
٤	[任成 格宝の]	見意系 優 耳 呉 ヽ 年 加 る 失 月 り て	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2005年 8月15日	2013年4月9日	〇担当者が事務センターから依頼された厚生年金記録訂正時の記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	〇任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に、共済組合期間を含めなかったことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	257,130	○担当者がお客様にお詫びの上、 過徴収した保険料を還付する旨説 明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	の確認の徹底について改めて周知	内部
\$	任態に格宝の記	民意系要拝別りて金入資予日こ	確認・決定誤り	東京	足立	2012年 10月17日	2012年 11月22日	〇担当者が任意加入申出書を再確認 したところ、国民年金特例任意加入に 係る資格喪失予定年月日の誤りが判 明しました。	〇任意加入時に、20歳前の婚姻期間を合算対象期間の計算に含めたことにより、受給権を満たすまでに6ヵ月足りないまま資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	89,640	受給権を満たすためには今後の保 険料納入が必要である旨説明し、 任意加入期間の保険料について還	の確認及び入力内容の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
1	任 に 格 空 生	民意系を実践いて 年加入資予日に である。	確認・決定誤り	大阪	豊中	2010年11月17日	2013年1月18日	〇お客様より年金請求書の提出があり、記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。		1名	その他	1,388,994	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 の機構本部に取扱いを協議し、時効消滅した年金の受給は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明したところ、審査請求する旨の申出がありました。 ○過徴収した保険料については既に還付されていることを確認しました。	を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知	内部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
101	任時る金被特受に加お民3険屈漏いなけ年号者のれて	確認・決定誤り	広島	広島西	2005年 3月29日	2013年 4月10日	〇お客様より、老齢基礎年金の受給開始月について問合せがあり、確認したところ、任意加入時における国民年金第3号被保険者特例届の受理漏れが判明しました。	入を行っており、老齢基礎年金の受給	1名	_	0	〇機構本部に取扱いを協議し、	を説明し、任意加入申出書の審査 の際には、年金額試算及び合算期 間確認表を作成し、本人記録及び 配偶者記録の確認を徹底すること	内部
102	国任に格定ののという。 民意係要年誤いて のいいて	確認・決定誤り	東京	杉並	2011年 2月8日	2013年7月12日	〇お客様より年金請求書の提出があり、記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。		1名	_	0	引き続き納入が必要である旨説明	○担当部署において、今回の事象を説明し、学生期間における合算 対象期間の確認の徹底について周 知しました。	内部
103	国任に格定のれて年加る失月正のれて	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2007年 6月18日	2013年 5月14日	〇お客様より、受給資格要件について 問合せがあり、確認したところ、国民年 金任意加入に係る資格喪失予定年月 日の訂正漏れが判明しました。	年金加入期間が判明したため登録を	1名	過徴収	59,920	過徴収した保険料の還付について	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、受給要件の確認の徹底 について改めて周知を行いました。	内部
104	国民年金 第3号者 保別 の処理 リについて	確認・決定誤り	千葉	松戸	2007年 5月9日	2013年 6月19日	〇他年金事務所より、第3号被保険者 の不整合記録について確認依頼があ り、確認したところ、国民年金第3号被 保険者種別変更届の処理誤りが判明 しました。	する際、誤って元配偶者の健康保険 被扶養者期間を第3号被保険者期間	1名	_	0	○資格記録の補正処理を行い、訂	を説明し、届書等の事前審査及び	内部
105	国任に格定のつ 民意係喪年誤い を入資予日に	確認・決定誤り	広島	福山	2010年 4月12日	2013年 5月20日		〇任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の共済組合加入期間を算入したことによります。 〇ダブルチェックの際にも気付かなかったものです。	1名	_	0		を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	国民年金 任信係を 住 住 係 会 生 月 り に の い て	確認・決定誤り	東京	青梅	2009年 4月17日	2013年1月11日	〇お客様より年金請求の手続きについて問合せがあり、記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	〇任意加入時に、合算対象期間の確認を怠たり、受給権を満たすまでに1 1ヵ月足りないまま資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	_		受給権を満たすために今後の納入 が必要である旨説明し、了承を得ま	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
	国民年金 資格記録 の補正処 理漏れに ついて	確認・決定誤り	東京	立川	2012年 9月27日	2012年12月14日	付されないとの問合せがあり、確認し	〇お客様の基礎年金番号が重複していたため、重複取消処理を行った際、確認不足により資格記録の補正処理を失念したため、国民年金保険料の還付が遅延したものです。	1名	未払い	106,610	至急還付手続きを行う旨説明し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、重複取消の処理を行った際は、基礎年金番号画面を確認の上、重複記録があれば速やかに訂正処理等を行うことを周知・徹底しました。	外部
	国任資申係 展記 を は を は き は で に で に で に で に で に で れ に で れ に で れ に で れ に て に て に て て て に て て て に り に り に り に り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2012年 4月12日	2012年8月8日	いるとの問合せがあり、確認したとこ	○障害基礎年金が決定されたお客様より、任意加入についての相談を受けた際、任意加入資格喪失申出書の提出について説明すべきところ、記録の確認不足により、説明を漏らしたものです。	1名	過徴収	14,980	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、定額保険料の還付は認められず、納付期限の経過した付加保険料のみ還付可能との回答があり、改めておまびの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	を説明し、障害年金1・2級該当者であっても任意加入期間は法定免除の対象とならないことについて周知・徹底しました。	外部
	国第保別 第保別 第 日 第 日 第 日 第 東 東 カ カ り に つ い い に り に り り に り り に り り い い い い い い い	入力誤り	福岡	西福岡	2001年6月11日	2013年 4月3日	○区役所より、資格記録について確認 依頼があり、確認したところ、国民年金 第3号被保険者種別変更届の入力誤 りが判明しました。		1名	_			〇担当部署において、今回の事象を説明し、第3号被保険者種別変更届を入力する際、種別の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
110	国民年金 会 年 月 力 に つ い て	入力誤り	神奈川	横浜西	2012年 9月4日	2012年 9月20日	いて確認依頼があり、確認したところ、 国民年金資格喪失年月日の入力誤り が判明しました。		1名	未払い		未払いの年金の支払について説明 し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
111	国民年金 20歳勧封 次に前納 リーフレ系 りに いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた	通知書等の作成誤り	埼玉	事務 センター	2013年 3月28日	2013年 4月5日	付期限が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金20歳勧	〇20歳に到達するお客様に送付する加入勧奨状に同封する前納リーフレットを作成する際、平成25年度の保険料額及び納付期限に訂正すべきところ、確認を怠たり、前年度の保険料額及び納付期限のまま送付したものです。 〇ダブルチェックにおいても、誤りに気付かなかったことによります。	5,086 名	_	0	〇誤って作成したリーフレットを廃		外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
	国通通のについています。	誤送付・誤送信	兵 青 森 川 東 奈 宗 神 青森	西 弘 横 港 藤 む宮 前 西	1998月 8月12日 ~ 2013年 5月13日	2011年 12月16日 ~ 2013年 7月30日		〇ご連絡をいただいたお客様あてに 国民年金適用関係通知書等を送付す る際に、担当者が誤って別のお客様に 送付する国民年金適用関係通知書等 を封入し送付したものです。 〇封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	12名	_	0	客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した国民年金適 用関係通知書等を回収しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	
	国民年金 種別の説 誤りについ て	説明誤り	中部	ブロック 本部	2013年6月21日	2013年 6月21日	保険者期間の訂正のお詫びと届出の	知」について相談を受けた年金事務所	1名	_	0	を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、照会に対し回答が困難な案件については、複数名で確認した上で回答するよう周知・徹底を行いました。	内部
	国任時る格説に 年加お給間誤い を入け資のりて	説明誤り	東京	立川	2012年 9月19日	2013年 3月13日	〇担当者が郵送された任意加入申出書を確認したところ、国民年金任意加入時における受給資格期間の説明誤りが判明しました。	門学校生の期間については合算対象	1名	_	0	引き続き納入が必要である旨説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部

整番	理号件	名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
12	国記合正る記念 に20	の統 び補 りによ 還付		大阪	貝塚	2008年 8月8日	2012年 11月29日	○事務センターより、国民年金記録について確認依頼があり、確認したところ、国民年金記録の統合及び補正誤りによる誤還付が判明しました。	〇A様より、年金加入記録照会票を受付た際、氏名及び住所確認を怠ったことにより、別人であるB様の記録を統合したものです。 〇また、別人記録の統合誤りを確認した際、記録の補正を誤ったことにより、B様の保険料を誤還付したことによります。A様の記録については既に補正済です。	1名	誤還付	106,200	明し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正	〇担当部署において、今回の事象を説明し、基礎年金番号等の本人確認を行う際は、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状う周の確認についても徹底するよう周知しました。また、記録補正時のダブルチェックについて周知・徹底しました。	
12	国記正る金の替つの替っている。	のい 対 に 年料振に	記録訂正誤り	宮崎	宮崎	2012年 12月26日	2013年 4月11日	〇お客様の配偶者より、口座振替を 行っているにもかかわらず納付書が届 いたとの問合せがあり、確認したとこ ろ、国民年金記録の補正誤りによる国 民年金保険料の口座振替不能が判明 しました。	格記録を訂正処理すべきところ、誤っ て取消処理したため、口座振替情報	1名	_	0	〇担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、口座振替の1年前納額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇口座振替記録及び納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、記録補正を行う際には、 入力処理前及び処理後に口座振替 記録を確認することを周知・徹底し	
12	市お礎号誤て	る基 金番 確認	事故等	ШП	徳山	2012年 5月23日	2012年7月23日	〇A様より、B様の基礎年金番号が記載された納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、市役所における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	成する際、前住所及び基礎年金番号	2名	_	0	〇担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した B様の納付書を回収しました。 〇担当者がB様のご家族にお詫び の上説明し、後日お詫びの文書を 送付しました。 〇その後、B様から問合せはありま せんが、問合せがあった場合、引き 続き対応することとしました。	末書が提出され、届書の点検・進達の際の注意事項の再確認について	
12	市お民号得理つ	る国 金第 経格 の 漏れ	事故等	千葉	千葉	2007年 3月16日	2012年12月18日	〇市役所より、過去に資格取得届の 受付を漏らしていたとの連絡があり、 確認したところ、市役所における国民 年金第1号資格取得届の受理漏れが 判明しました。	〇市役所において、海外から帰国した お客様より国民年金の資格の手続き について相談を受けた際、国民年金 第1号被保険者資格取得届を受理す べきところ、認識不足により、任意加入 被保険者のままでよいと判断し、失念 したことが原因です。	1名	_	0		〇市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
12	市お民保格のりに	る国 金者 後 は き に き き に き に き に き に き に き に き に り に り	事故等	新潟	事務センター	2012年11月30日	2012年 12月7日	〇担当者が過誤納の決定理由について確認したところ、市役所における国 民年金被保険者資格喪失届の進達誤 りが判明しました。	険の被扶養者になった届出を確認した	1名	過徴収	50	〇市役所の担当者及び日本年金機構の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇口座振替による早割とならない保険料について、納付書で納付いただくことで了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、納付書を送付しました。	〇市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
125	市役所に おける20 歳到達者 リストの進 達漏れに ついて	事故等	広島	呉	2013年 4月5日	2013年 6月6日	〇外国人のお客様より、年金手帳が届かないとの問合せがあり、確認したところ、市役所における20歳到達者リストの進達漏れが判明しました。	〇市役所において、外国人対象者に係る20歳到達者リストの確認及び年金事務所への情報提供を失念したものです。 〇20歳到達者リストの抽出プログラムの不具合が原因です。	11名	_	0	びの上、資格取得届の提出を依頼し、了承を得ました。	〇市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、システム改善及び20歳到達者リストの中に外国人が含まれているかの確認の徹底について報告を受けました。	外部
126	海州間 瀬田 瀬田 八 東田 田 田 田 田 田 の れ に つ に つ に の れ に の に に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	事故等	神奈川	横浜西	2009年 12月24日	2012年10月2日	認したところ、海外転出期間に係る任	○区役所において、お客様が海外転 出する予定である旨を伝えていたにも かかわらず、任意加入制度の説明を 漏らしていたことが原因です。	1名	_	0		お客様が海外転出する際の取扱いの徹底について要請し、担当者に	外部
127	国民年金 適用書 通知書送付 について	事故等	北海道	事務 センター	2012年10月22日	2012年10月23日	〇お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、郵便局の配達員による国民年 金適用関係通知書等の誤配達が判明 しました。	〇郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	1金融機関1	_	0	民年金適用関係通知書等を回収し	し、お客様あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達す	

整番	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
12	返納金線 入作係の記 にはチラシリ がについて	確認	福島	郡山	2011年12月26日	2011年 12月27日	〇お客様より、納入告知書に延滞金が発生した旨のチラシが同封され送付されているとの問合せがあり、確認したところ、返納金納入告知書に係る同封チラシの封入誤りが判明しました。	〇返納納入告知書を送付する際、 誤って延滞金納付書用のチラシを同 封し送付したことによります。 〇封入・封緘時の確認を怠ったことが 原因です。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○お詫びの文書を送付しました。		.
12	国民年金銀行は、日本ので	直確	奈良	事務センター	2013年 3月4日	2013年3月21日	〇お客様より、同期間の納付書が重複して送付されたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の重複送付が判明しました。	〇納付書を一括作成処理票により処理した際、同じ登録内容の完了処理を 2回行ったことによります。	198名	_	0	棄について説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書一括作成処理票 入力後、登録完了処理を行う際は、 入力内容等の依頼票を受理することについて周知・徹底しました。	
13	国保険理届該日誤いて会会を表記のいって	確認・油	福井	事務 センター	2013年 3月25日	2013年 5月16日	〇担当者が国民年金保険料還付請求 書を審査したところ、国民年金保険料 免除理由該当届に係る該当年月日の 処理誤りが判明しました。	客様が旧法の障害共済年金の受給者	1名	_	0			
13	国保付未に提誤て年料求出す勧って	確認・法	愛媛	事務センター	2010年 9月17日	2013年 3月14日	〇内部監査において、国民年金保険料還付請求書の未提出者に対し、時効となっているにもかかわらず提出勧奨を行っているとの指摘があり、確認したところ、国民年金保険料還付請求書の未提出者に対する提出勧奨誤りが判明しました。	〇還付請求書が未提出となっている9 5名のお客様に対し提出勧奨を行う際、前回勧奨より2年以上経過により時効となっていることに気付かなかったものです。 〇決裁時においても時効を見落としたことによります。	95名	_	0	○担当者が95名のお客様に、お詫びの文書を送付しました。 ○連絡のあったお客様にお詫びの 上説明し、了承を得ました。 ○その後、還付請求書の提出及びお客様より問合せはありませんが、問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	を説明し、時効中断事由となる勧奨	∄
13	滞納処分のおけている。	確認	大阪	貝塚	2013年 2月28日	2013年3月19日		請を行い、認可された日以降に実施すべきところ、認識不足により、誤って認	1名	過徴収	29,960	○担当者がお客様の破産管財人にお詫びの上、誤って領収した保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○納付記録を取消、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	を説明し、滞納処分等を行う際は、 保険料の督促指定期限及び認可 日について複数名で確認を行うよう	

整霍	理件名	名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	国保御がいれて	科 と と は き は き に い	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2012年 10月18日	2012年10月31日	〇お客様の配偶者より、後納申込書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の送付漏れが判明しました。	〇お客様より、後納申込書の送付依頼を受けた際、納付期限等を確認の上速やかに送付すべきところ、失念したことによります。 〇電話対応時において、事蹟管理を怠ったことが原因です。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 速やかに後納申込書を送付させて いただく旨説明し、了承を得ました。 ○後納申込書を受理し、入力処理 を行いました。		外部
1	国民年保険制度の審査を関係を表す。	角・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	確認・決定誤り	京都	事務センター	2012年12月25日	2013年2月21日	〇担当者が免除申請書の審査を行 なったところ、国民年金保険料免除申 請書の審査誤りが判明しました。	〇免除申請書の審査を行なう際、配偶者の離職年月日が記載されていたため、離職前の期間については却下とし、離職後の期間のみ多段階免除で承認すべきところ、確認を漏らしたことにより、全期間を多段階免除で承認したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 のめて審査を行う旨説明し、了承を 得ました。 ○免除記録の補正処理を行い、承 認通知書等の差替を行いました。	の内容確認を徹底するよう周知しま	
1	国民年紀 保神シャック はいいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	は 追書 力設 いいて	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2012年12月28日	2013年2月5日	○事務センターより、過誤納記録について連絡があり、確認したところ、国民年金保険料追納申込書の入力誤りが判明しました。		1名	過徴収	44,520	保険料を還付する旨説明し、了承 を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、処理結果リストの複数名による確認の徹底について周知を行いました。	内部
1	国民保険 出 のいて	会該処に	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1989年 12月6日	2012年 4月9日	〇事務センターより、老齢年金裁定請求書を審査していた際、障害厚生年金3級の受給者にもかかわらず法定免除に該当しているとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除理由該当届を 入力処理する際、お客様が障害厚生 年金3級の受給者のため不該当とす べきところ、確認不足により、誤って該 当処理を行ったことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに 気付かなかった	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 の機構本部に取扱いを協議し、法定免除を取消、お客様が申請免除を希望する場合は申請書を受付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇法定免除の取消処理を行い、免除申請書を受理しました。 〇免除申請書の入力処理を行いました。	を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
1	国保育審誤いて	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	確認・決定誤り	兵庫	事務 センター	2013年 2月22日	2013年 2月27日	還付金の受取金融機関について照会 があり、確認したところ、国民年金保険	によります。	1名	未払い	18,800	了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、入力時及び決裁時の複数名による確認の徹底について周知を行いました。	内部

整番	里 件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
13	国民年代保料を制御を表記します。	金参書。	静岡	浜松西	2012年 8月15日	2012年 8月15日		〇後納申込期間は退職共済年金を受給しており、任意加入の申出は行っていなかったため、後納の対象期間ではないにもかかわらず、確認不足により、後納申込書を受付たことによります。	1名	_	0		を説明し、後納申込書等の受付及	を
13	国民年代付加保限料納付割の作成記りについ) 生 確 認	茨城	日立	2012年 8月15日	2013年2月7日	〇お客様より、付加保険料非該当通知書が届いたとの問合せがあり、確認 したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○付加保険料前納納付書を作成する際、確認不足により、付加を含まない前納納付書を作成したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものます。	1名	_	0	○担当者よりお客様にお詫びの上 説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いまし た。	を説明し、付加保険料前納納付書 を作成する際は、付加保険料の有	外部
14	国民年代付加保限料前納納付書いいて) 検 神 確 を 認	東京	中野	2012年5月23日	2013年1月28日	〇担当者が納付記録を確認したところ、国民年金付加保険料前納納付書の作成誤りが判明しました。	〇口座振替不能の際、付加保険料前 納納付書を作成するところ、確認不足 により、付加を含まない定額保険料の 納付書を作成したことによります。 〇決裁においても誤りに気付かなかっ たものです。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、付加保険料を含む前納 納付書を作成する際は、付加保険	
14	国民年銀行加保納付書の代表にいて) 検 神 確 を 認	岩手	盛岡	2011年 3月17日	2012年8月2日	〇事務センターより、付加保険料の納付記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料前納納付書の作成誤りが判明しました。	際、確認不足により、定額保険料のみ	1名	_	0	〇機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があ	を説明し、付加保険料を含む前納納付書を作成する際は、付加保険	
14	国民年代付納付け、出議の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対) 東 神 唯 別	宮城	事務センター	2011年 2月15日	2012年 7月4日	〇担当者が処理済の書類を確認した ところ、国民年金付加保険料納付申出 書の処理漏れが判明しました。		1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明をしました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、事務処理の進捗確認の	

整理		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
14	国民保 保 座 受 重 複 後 後 で で で る 後 で で で る で く で で る で い た い く い く い く て い く て り く て り く り く り く り く り く り く り く り	確認	福井	事務センター	2013年 2月6日	2013年2月8日	〇お客様より、口座振替の勧奨通知が2通届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替勧奨通知の重複送付が判明しました。		238名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 のお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○おの後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替勧奨対象者を 抽出する際、重複対象者について の確認を徹底するよう周知しました	
144	国民年金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	確認	茨城	事務センター	2012年 5月7日	2013年1月16日	○担当者が納付記録を確認したところ、国民年金付加保険料前納納付書の作成誤りが判明しました。	○前納納付書を作成する際、確認不足により、付加保険料を含まない定額保険料の納付書を作成したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	_	0	○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があ	を説明し、付加保険料を含む前納 納付書を作成する際は、付加保険	
14	国民年金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	確認・	東京	大田	2012年11月頃	2013年2月5日	の問合せがあり、確認したところ、クレ	○国民年金付加保険料納付申出書を受付けた際、クレジットカードの立替月を確認の上、納付書により保険料を納付するよう説明するところ、失念したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、付加保険料申出書を受付する際は、確認漏れのないよう居	
14	国保続下る過納のつい民族免者期分納送いて年料は係経前書にの付付に	確認・決定	北海道	新さっぽ ろ	2012年 8月6日	2012年8月13日	険料納付書の中に使用期限を経過し た納付書が混入しているとの問合せ	○国民年金保険料継続免除が却下となったお客様に、継続免除却下通知書及び納付書等を送付する際、確認不足により、使用期限の経過した前納納付書を送付したことによります。	253名	_	0	〇担当者が他の252名のお客様に お詫びの文書を送付しました。	を説明し、継続免除却下通知書及	
14	国保施を記録を表現を受ける。 国民には、 国には、 国には、 国には、 国には、 国には、 国には、 国には、 国	確認	福井	事務センター	2013年 4月1日	2013年 4月2日	〇お客様より、口座振替の停止依頼を 行ったにもかかわらず、引落しされて いるとの問合せがあり、確認したとこ ろ、国民年金保険料口座振替に係る 緊急停止の処理漏れが判明しました。	納付状況の確認を行った上で、口座 振替の緊急停止処理を行うべきとこ ろ、確認不足により、緊急停止処理を	1名	過徴収	15,380	保険料の還付について説明し、了 承を得ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、口座振替を緊急停止した 方の口座振替再開の際、振替され る月分のダブルチェックについて周 知・徹底しました。	:

整番		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
14	国保納のに受のりに受のりに受のに受のに受のいい。	確認・	奈良	大和高田	2013年 1月29日	2013年2月8日	するよりも任意加入期間の保険料を納付したほうが受給権発生年月日が早くなるとの連絡があり、確認したところ、 国民年金保険料後納申込書の受付時	たほうが受給権発生年月日が早く有	1名	過徴収	88,980		を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、受給権発生年月日等の確認を複数名で行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しま	内部
14	歳るない。	通知書等	ЩП	徳山	2012年 11月28日	2012年 12月5日	〇担当者が歳入金以外領収証を確認 したところ、歳入金以外領収証及び配 当計算書の作成誤りが判明しました。		1名	_	0	再度お詫びの文書を送付しました。	を説明し、年金事務所の預金口座 に入金があった場合、入金日、振込 対象者、振込金額を確認及びマー カーにより表記し、差引残高の差額	
15	配当計算書金額の及び残計について	通知書	東京	葛飾	2012年 11月29日	2012年12月7日	〇担当者が差押により受入した金額を確認したところ、配当計算書の配当金及び残余金の計算誤りが判明しました。	〇お客様に配当計算書を作成し送付する際、延滞金の一部が納付済であることの確認を漏らし、残余金があるにもかかわらず、全て配当金として記載し送付したものです。 〇決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	過徴収	29,335	○担当者がお客様にお詫びの文書 及び延滞金の還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。 ○その後、お客様より問合せはありませんが、問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。		内部
15	領の月載ついて	通知知	和歌山	和歌山東	2013年 5月30日	2013年 6月3日	〇お客様より、領収日が誤っていると の問合せがあり、確認したところ、領収 証書の領収年月日の記載誤りが判明 しました。	収証書の領収年月日を誤って記載し	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の領収証書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、領収証書の記載内容の ダブルチェックについて周知・徹底 しました。	外部
15	領収領の額の記載の額の記載ので	通	愛知	刈谷	2013年 5月22日	2013年6月4日	〇担当者が領収証書等を確認したところ、領収証書の領収金額の記載誤り が判明しました。	○国民年金保険料及び延滞金を領収する際、領収証書の領収金額を誤って記載し発行したことによります。 ○決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	_	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の上説明し、了承を得ました。 ○正しい領収証書を交付し、誤った 領収証書については紛失したとの 申出があり引続き捜索をお願いしま した。	を説明し、領収証書の記載内容の ダブルチェックについて周知・徹底 しました。	内部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
153	国民保 保 係 多 誤 り の い て	通知書等の作成誤り	愛知	一宮	2012年10月22日	2013年3月26日	〇機構本部より、督促対象期間について確認依頼があり、確認したところ、国 民年金保険料に係る督促対象期間の 誤りが判明しました。	る際、住民票により連帯納付義務者で	4名	_	0	○担当者が4名のお客様にお詫び の上説明し、了承を得ました。 ○督励事蹟管理票に、督促期間の 表示の訂正を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、滞納処分の際には、業務処理マニュアルの再確認及び点検を行うことを周知・徹底しました。	内部
154	国民保険制制制度の作品を表現である。	知書等	岩手	事務センター	2012年 10月25日	2012年 11月29日	〇ブロック本部より、国民年金保険料 免除申請書の審査内容について確認 依頼があり、確認したところ、2名分の 国民年金保険料免除申請却下通知書 の作成誤りが判明しました。	由を「申請可能期間の経過」と記載すべきところを、誤って「未申告のため」と	2名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の正しい却下通知書を作成し、誤っ た通知書と差替を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び入力後の発送物等のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
1555 ~ 1685	国民収知誤のについて、日本のでは、日	誤送付・誤送信	兵山兵福 東神 沖広愛埼 北大福 福大庫口庫井 京川 縄島知玉 道阪岡 岡阪	兵徳兵事2 目事2 コ三刈事2 札難事2 小難庫山庫務9 黒務9 ザ次谷務9 東波務9 北波	2012年 4月13日 ~ 2013年 7月9日	2012年 4月19日 ~ 2013年 7月10日	〇お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、国民年金徴収関係通知書等の 誤送付が判明しました。		43名	_	0		ブルチェックを行うことを徹底するよ	外部

整理	理	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
1	保 付 割 係 る	民食書明が出て、金納使に明いたい。	説明誤り	栃木	宇都宮東	2012年 10月5日	2012年 10月5日	○金融機関の担当者より、納付書の 使用期限について問合せがあり、確認 したところ、国民年金保険料納付書の 使用期限に係る説明誤りが判明しまし た。	が経過していたにもかかわらず、納付	1名	_	0	○担当者が金融機関の担当者にお 詫びの上、保険料については時効 のため領収できない旨説明し、了承 を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上、 後納制度について説明し、了承を 得ました。	を説明し、お客様より納付相談を受	1
1	保 座 開 係 る	民年料替のに対しています。	説明誤り	岩手	盛岡	2012年 8月14日	2012年11月16日	〇お客様より、納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明漏れが判明しました。	初回の1月分については口座振替が	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	を説明し、納付方法について説明 漏れがないように周知・徹底しまし	外部
1	からにる替象明72	融版の対座退のりて 関照す振対説に	説明誤り	東京	世田谷	2012年 10月31日	2012年11月5日	〇担当者が口座振替記録を確認した ところ、金融機関からの照会に対する 口座振替辞退対象者の説明誤りが判 明しました。	〇金融機関の担当者より、口座振替辞退申出の対象者について確認依頼があった際、お客様ではなく家族の辞退届である旨回答すべきところ、認識不足により、年金事務所では対象者を確認できないと回答したことにより、金融機関でお客様本人の口座振替を停止させたものです。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 の機構本部に取扱いを協議し、口 座振替による6ヵ月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了 承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座 振替の再開処理を行いました。	を説明し、お客様等からの相談について、説明誤りがないように適切に) :
1	保険 納制 係る	民年金 食料度に 5説明 いについ	説明誤り	大阪	堀江	2013年 3月15日	2013年3月19日	〇担当者が追納申込書を確認したところ、国民年金保険料追納制度に係る 説明誤りが判明しました。	○国民年金保険料の納付相談を受けた際、半額免除の未納期間について、既に2年を経過しているため後納制度を利用していただく旨案内すべきところ、認識不足により、追納制度の案内を行い、追納申込書を送付したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上、後納制度を利用していただくよう案内し、了承を得ました。 ○後納保険料納付申込書を送付しました。	を説明し、追納及び後納制度の取扱いについて周知・徹底を行いまし	, 内部
1	保防付額請書	民 年 報告 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	受理後の書類管理誤り	兵庫	須磨	2012年 11月26日	2013年2月18日	〇担当者が納付猶予申請書の処理状 況について確認したところ、国民年金 保険料納付猶予申請書の所在不明が 判明しました。	かに受付簿に入力し、進捗状況を確	1名	_	0	納付猶予申請書の再提出をお願い したところ、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、受付た申請書等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部

整理		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
17:	国民保 保 は は は は は は は に の 明 に つ い て て く て く く て く て く て く て く て く て く て	受理後の書類管理誤り	福井	武生	2012年 8月24日	2013年2月28日	〇お客様より、免除申請書を提出した にもかかわらず催告状が届いたとのお 問合せがあり、確認したところ、国民年 金保険料免除申請書の所在不明が判 明しました。	ため役場に送付した後、申請書が所 在不明となったものです。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 免除申請書の再提出について説明 し、了承を得ました。 ○免除申請書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、受付た申請書等の進捗 管理について周知・徹底しました。	外部
170	郵便会 株式配 のよる を は を を を き を き さ と き の よ る の と さ る の と る の と る と う と う と う と う と う と う と う と う と う	事故等	神奈川	港北	2012年 11月頃	2013年2月12日	○郵便事業株式会社の社員より、配達員が郵便物等を隠匿していたとの連絡があり、判明しました。	〇郵便事業株式会社の配達員が郵便 物を隠匿していたものです。	1名	_	0		○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する 指導を強化する旨の顛末書が提出 されました。	
17	郵供式配るのに便等会は 事会は を は を は を は で と で と で と で と で と の に り で に り に り に り に り に り に り に り に り に	事故等	神奈川	事務 センター	2012年11月頃	2013年2月8日	〇郵便事業株式会社の社員より、配達員が郵便物等を自宅等に隠匿していたとの連絡があり、判明しました。	〇郵便事業株式会社の配達員が郵便 物を隠匿していたものです。	1名	_	0		〇郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する 指導を強化する旨の顛末書が提出されました。	
178	市お民加州・市お民加州・市お民加州・市お民加州・市の名金陵・中進にのは、日本のでは、	事故等	東京	立川	2012年11月30日	2013年1月9日	の問合せがあり、確認したところ、市役	〇市役所で受理した国民年金被保険 者資格取得届と国民年金付加保険料 納付申出書をデータ入力する際、国民 年金付加保険料納付申出書の入力を 漏らし、年金事務所に進達がされな かったものです。	1名	_	0		末書が提出され、届書の点検・進遠の際の注意事項の再確認について	
179	金融機関の口理誤りについて	記録訂正誤り	岩手	盛岡	2012年 5月1日	2012年 5月28日	〇お客様より、国民年金保険料が口 座振替されなかったとの問合せがあ り、確認したところ、金融機関の口座 振替処理誤りが判明いたしました。	〇金融機関において、国民年金保険料口座振替辞退申出書を処理する際、お客様の口座振替のみ辞退処理を行うべきところ、確認不足により、誤って同一口座より引落している家族2名分の口座振替についても辞退処理を行ったことによります。	2名	_	0	〇担当者よりお客様にお詫びの上 説明しました。 〇機構本部に取り扱いを協議し、1 年前納額[こついて領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ま した。 〇口座振替の再開処理及び納付 記録の補正処理を行いました。	顛末書が提出され、口座振替辞退 申出書を処理する際の注意事項に	外 部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
整理番号	国民保護等付について	等の	^{県名} 新青石香香神石ル	事務所 長青金高高横金事22名 一個森北西西中北務一	^{免生年月日} 2012年 4月26日 ~ 2013年 6月28日	2012年 5月1日 ~ 2013年 7月1日	事象 ○お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、郵便局の配達員による国民年 金徴収関係通知書等の誤配達が判明 しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	影響範囲	影響区分	(単位:円)	〇郵便局の担当者がご連絡をいた だいたお客様にお詫びの上説明し 了承を得ました。誤って送付した国 民年金徴収関係通知書等を回収し	〇郵便局に対し今回の事象を説明 し、お客様あてに文書を配達する際 は確認を十分に行った上で配達す	
			北海道	事務 センター	0月20日	7,510								
			南関東	ブロック 本部										
			神奈川	厚木										
			富山	富山										

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
19	障害状態確認届の処理漏について	D 受 n 付	福岡	事務 センター	2012年 9月10日	2012年10月26日	〇お客様より、年金の支給状況について問合せがあり、確認をしたところ、障害状態確認届の処理漏れが判明しました。	〇お客様より受付けた障害状態確認 届について、提出期限後に提出があり、提出期限後の受付については、早急に処理すべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	131,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類の処理を行い支払を確認しました。	をし、障害状態確認届について、取	ι
19	老齢戦権停うできる。	育者上当の が確認・決定	福岡	小倉南	2011年 9月頃	2011年 11月16日	〇お客様の雇用保険に係る手続きを 行った際に、確認したところ、別人から 提出いただいた届書の写しを誤って渡 していることが判明しました。	〇老齢厚生・退職共済受給権者支給 停止事由該当届に係る相談を行った 際に、誤って別人から提出いただいた 届書の写しを、記入例と誤り渡したこと によります。 〇委託社会保険労務士の確認不足に よるものです。	2名	_	0		○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、個人情報保護の徹底を依頼し、再発防止策として、事故防止の徹底を図る旨の報告書が提出されました。	
19	老裁国保付再議れて	か金納を納る。	長崎	佐世保	2010年 5月頃	2011年 10月6日	進達処理の確認を行ったところ、老齢 基礎年金裁定後の国年保険料納付に	〇老齢年金裁定後に納付された国民 年金保険料について、確認不足より、 再裁定の進達を行っていなかったもの です。	7名	未払い	10,425	○担当者が全てのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に関係書類一式を進達し、支払を確認しました。	を行い、年金記録の確認を徹底す	内部
19	老齢年金の厚生金銀制について	革の確認	大阪	事務センター	1991年 11月20日	2011年 12月22日	〇お客様からの遺族年金請求手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	行った際に、取得年月日を誤って処理	1名	未払い	43,575		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
19	老齢年記念を表現しています。	確認・法	東京	足立	1994年 11月頃	2012年1月13日	〇お客様より、配偶者の死亡手続きを 受付た際に、確認したところ、配偶者 の老齢年金の第四種被保険者期間の 削除漏れが判明しました。	〇お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。	1名	その他	880,799	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周	

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
19	老齢年等裁定の領土 表表 表表 表表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 ま ま ま ま ま	金の合作物	福岡	八幡	1992年 10月20日	2012年 1月25日	〇お客様より、共済年金請求に伴う関係書類の提出依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、共済組合期間については、共済組合に移管済期間であるにもかかわらず、厚生年金期間として扱ったものです。 〇また、配偶者の遺族年金裁定時にも気がつかなかったものです。	2名	過払い	759,533	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
19	老齢年等裁定年等免別の第八記の	を聞いる。	鹿児島	加治木	2009年 8月27日	2012年 4月9日	〇記録突合センターより、加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金免除期間の算入誤りが判明しました。	年金の任意加入期間にもかかわら	1名	過払い	34,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
19	老齢年発表では、表別の表別の表別の表別のです。	か 青 確 里 認	千葉	事務センター	2008年 5月1日	2012年 2月2日	〇お客様からの年金相談を受けた際 に、確認したところ、老齢年金裁定時 の繰下げ請求の処理誤りが判明しま した。	〇お客様の老齢年金裁定時に、70才からの支給とした繰下げ請求による受付を行ったにもかかわらず、65才からの支給としたことによります。	1名	過払い	2,861,265	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	を行い、繰上げ請求の取扱いについて確認の徹底を周知しました。	内部
20	老齢年金の厚生性金期間について	を開発した。	神奈川	事務センター	2011年 10月27日	2012年2月1日	〇街角の年金相談センターで、老齢年 金の処理状況を確認した際に、厚生 年金期間の算入誤りが判明しました。	〇老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金期間1ヵ月分を、脱退手当金期間として、処理したことによります。	1名	未払い	366		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
20	住民票の交付誤りにつて	寸	広島	福山	2012年 3月7日	2012年 3月15日	〇市町村役場より、お客様が別人の 住民票のコピーを持って、年金相談に 来たとの連絡があり、確認したところ、 別人から提出いただいた住民票のコ ピーを誤って渡していることが判明しま した。	コピーを添付書類の例と誤り渡したことによります。	2名	_	0		○担当部署において、事象の説明 を行い、個人情報の取扱について 研修を行い、取扱に注意するよう周 知、徹底しました。	

整理番号		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
202	年金受給出書の確認書の確認ので	確認	岐阜	岐阜南	2011年 11月28日	2012年 4月16日	〇機構本部より、年金受給選択申出書について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。	〇お客様から老齢年金と障害年金に係る選択の相談があった際、加給年金が停止になることを考慮せず、障害年金を選択するとした年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し影響額の発生が無いスケジュールによる訂正処理を確認しました。	〇担当部署において事象を説明 し、年金受給選択申出書の受理に 関し確認を徹底するよう周知しまし た。	内部
203	老齢年年の金間を受けている。	確認	鹿児島	奄美大島	2004年 6月3日	2012年 4月16日	○記録突合センターより、加入記録について連絡があり、確認したところ、老 齢年金裁定時の国民年金免除期間の 算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、国民 年金の任意加入期間にもかかわら ず、国民年金免除期間としたことによ ります。	1名	過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		.
204	老齢年時代を表現の発力を表現の発力を表現の発力を表現の発力である。	確認	茨城	事務センター	2011年11月16日	2011年12月6日	〇市町村共済組合より、老齢年金の 裁定状況に係る照会があり、確認した ところ、老齢年金裁定時における共済 組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、市町村共済組合を国家公務員共 済組合と入力を誤り、また、喪失年月 日を誤り、1ヵ月少なく加入期間を算定 したことによります。	1名	_	0		を行い年金裁定請求書受付時にお ける共済記録の確認の徹底を周知	3
205	老齢年金裁厚生間の原生に	T#F	愛知	瀬戸	2005年7月14日	2012年3月30日	〇記録突合センターより、加入期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	生年金期間5ヵ月分を、厚生年金期間	1名	未払い	100,374		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
206	年金受給出書の発出書のの確認で	確認	神奈川	小田原	2011年10月19日	2012年 1月11日		〇年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮し支払額の少ない年金を選択する場合は、その理由を申出書に記載させるべきところ、確認を怠り記載がないまま受理したことによります。 〇また、その後の処理においてもチェックを漏らしたものです。	1名	未払い	105,675	事象を説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	.

整理番号		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
207	老院年 会 会 会 会 会 会 会 第 者 り に に り る り れ に り れ に り れ に り れ に り れ て い に り れ て い れ て い れ て い り に り に り に り に り り り り り り り り り り り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1997年 2月19日	2012年3月7日	〇紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、老齢年金の記録に不備あるとの連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者期間の算入漏れが判明しました。	に、65歳以降に国民年金の第3号被 保険者特例届を提出された場合は、	1名	未払い			○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認及び事務処理 の取扱いの確認の徹底を周知しま した。	1
208	老齢年年を表表において、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	在	千葉	千葉	2009年 3月3日	2012年 1月27日	〇お客様より、年金証書の記載内容について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における生年月日の決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、生年月日を、本来、昭和16年とすべきところ、誤って昭和17年としたことによります。	1名	未払い	273,767		○担当部署において、事象の説明 を行い、審査時の戸籍等の確認を 徹底するよう周知しました。	外部
209	老齢年金裁監時機関ニードの記載誤りについて	在	新潟	事務センター	2011年11月24日	2012年1月31日	〇機構本部より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の金融機関コードの記載誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、請求書記載の金融機関と異なる 金融機関コードを登録したことによりま す。	1名	未払い	197,824		〇担当部署において、事象の説明 を行い、請求書審査時の確認を徹 底するよう周知しました。	内部
210	老を表しています。老を表しています。老を見ります。そのまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	T#F	福岡	事務センター	2011年10月27日	2011年12月14日		〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、脱退手当金支給済み期間について、合算対象期間としての算入を漏ら したことによります。	1名	未払い	158,251		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
211	老齢年年金に民年後の第一次のでは、日本のでは、日	確認・	神奈川	厚木	2009年 2月4日	2012年 2月7日	〇お客様の遺族年金を受理した際に、 確認したところ、老齢年金に係る国民 年金第3号被保険者期間の算入誤り が判明しました。	〇お客様の厚生年金期間が新たに判明した際に、配偶者の厚生年金等未加入期間に係る国民年金第3号被保険者期間については、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	149,131	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
212	死亡一時 金の受理 漏れにつ いて	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2011年 6月28日	2011年 12月2日	〇お客様より、年金額の内訳について 問合せがあり、確認したところ、死亡一 時金の受理漏れが判明しました。	〇お客様の寡婦年金を裁定する際に、本来、老齢年金との選択を踏まえ、死亡一時金を受理すべきところ、 寡婦年金を受理したことによります。	1名	未払い	220,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○寡婦年金の取消及び死亡一時金を事務センターに進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
213	雇用保険の老齢の処理との処理でいていていていていていていていていていている。	確認・決定誤り	広島	備後府中	2012年 3月16日	2012年 4月13日	て、連絡があり、確認したところ、雇用	〇お客様から支給停止事由該当届を 受理した際に、雇用保険の給付との調 整による支給停止期間を誤って処理し たことによります。	1人	未払い	187,066		〇担当部署において、事象の説明 を行い、支給停止事由該当届の取 扱の確認を徹底するよう周知しまし た。	外部
214	老齢時に受ける。老齢の表別では、本齢の表別では、本の表別では、これのでは	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	2006年 6月8日	2012年 5月14日	〇お客様の遺族年金裁定時に、年金 記録を確認したところ、老齢年金裁定 時における厚生年金期間の算入誤り が判明しました。	〇老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金期間3ヵ月分を、厚生年金期間の計算対象外として処理を行ったことによります。	1名	未払い	48,000		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
215	年金受給出書時誤りについて	確認・決定誤り	京都	事務センター	2011年 11月15日	2011年12月2日	〇お客様の代理人より、年金支給額 について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の 確認誤りが判明しました。	〇お客様の障害年金請求書を受付けた際の老齢年金との選択について、共済年金からの支給額について確認を誤り、支給額が少ない障害年金を選択するとした年金受給選択申出書を受理したことによります。		その他	591,533	○ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において事象を説明 し、年金受給選択申出書の受理に 関し確認を徹底するよう周知しまし た。	外部
216	配偶者加給年金組織について	確認・決定誤り	大阪	吹田	1995年 9月7日	2012年2月1日	〇記録突合センターより、加給年金について連絡があり、確認したところ、加 給年金の加算漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、本来、加給年金を加算すると入力 すべきところ、誤って加算しないと入力 したことによります。	1名	未払い	158,806		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
21	年金受・選択申記書の確認の確認になって	給出 確認	千葉	松戸	2011年 3月25日	2011年 8月8日	〇お客様より、厚生年金基金に係る年金の過払いについて問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。		1名	その他		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納を含めて了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理体頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		外部
21	老齢年記録には、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	こ 確認	兵庫	姫路	1996年 頃	2011年11月1日	戻があり、確認したところ、老齢年金裁	〇お客様の老齢年金裁定時に、老齢 基礎年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているとした ことによります。	1名	過払い	129,384	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
21	老齢年記録における計算のは、一般の対象のは、一般の対象のは、一般の対象のは、一般の対象のは、一般の対象のは、一般の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	も確認	茨城	土浦	2008年 9月25日	2009年1月29日				過払い	616,923	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
22	老齢年等裁定時年の国民除りについ	金間認	埼玉	川越	1996年 11月20日	2012年2月2日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金免除期間の算入誤 りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、遺族 年金の受給権発生後の期間であり国 民年金の強制適用期間でないことか ら、免除期間として扱えないにも関わ らず、国民年金免除期間としたことに よります。	1名	過払い		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
22	老齢年記録を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	も朝入のでは、	栃木	事務センター	2007年 2月頃	2012年 2月27日	のブロック本部より、共済記録について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、JR共 済組合期間について、本来、共済組合 期間とすべきところ、厚生年金期間と して算入したことによります。		過払い	3,323,315	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
222	老齢定は組みが、おります。 表記 おき はい	確認・決定誤り	石川	事務 センター	2012年 4月2日	2012年 5月28日	〇機構本部より、共済記録について、 連絡があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入 誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間について、喪失年月日を誤り、1ヵ月分多く算定したことによります。	1名	過払い	133	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理体頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
223	老齢時生を表まれる。老齢のでは、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年 2月2日	2012年 3月26日	○事務センターにおいて、住民票コードに係る確認を行ったところ、老齢年金裁定時における生年月日の入力誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、添付書類の確認不足から、基礎年金番号の生年月日が戸籍と相違していることに気付かずに決定したことによるものです。	1名	_	0		を行い年金裁定請求書受付時にお ける添付書類等記録の確認の徹底	3
224	老齢・加加厚土の場合を表現である。を表現のでは、一般のでは、これのでは、	確認・	千葉	幕張	2011年12月19日	2012年3月15日	〇お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、老齢厚生年金・加給年金額加算開始事由該当届の受理誤りが判明しました。	〇お客様に配偶者及び子に係る加給 年金を加算するため、本来、老齢厚生 年金・加給年金額加算開始事由該 当届を受理すべきところ、別の届書を 受理したことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足に よるものです。	1名	未払い	103,583	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	を行い、加給年金に係る取扱の確	
225	年金受給 選択申出 書の確認 りについ て	確認・決定誤り	青森	八戸	2011年 8月22日	2011年12月7日	〇お客様より、厚生年金基金に係る年金の停止について、問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。	〇年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って障害年金を選択した申出書を受理したことによります。	1名	その他	1,334,246	○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし		
226	老齢では、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、これでは、おきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	2002年 7月12日	2012年 4月26日	○機構本部より、再裁定関係書類に ついて連絡があり、確認したところ、老 齢年金裁定時における共済組合期間 の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、農林共済組合期間について、本 来、厚生年金期間とすべきところ、共 済組合期間として算入したことによりま す。	1名	未払い	244,600		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部

整番		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
22	老に民36年をはいる。	確認・決	埼玉	川越	1998年 9月29日	2012年 5月21日	〇機構本部より、再裁定関係書類について、記録に不備あるとの連絡があり、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入漏れが判明しました。		1名	未払い			〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認及び事務処理 の取扱いの確認の徹底を周知しま した。	!
22	年金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1 確認	大阪	豊中	2011年 8月8日	2012年1月24日	〇お客様より、厚生年金基金に係る年金の過払いについて、問合せがあり、 確認したところ、年金受給選択申出書 の受理の確認誤りが判明しました。	〇年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って障害年金を選択した申出書を受理したことによります。	1名	その他				外部
222	年選書時別に	1 確認	千葉	幕張	2011年 1月11日	2011年 10月5日	〇お客様より、年金の選択結果について、問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。	に、本来、老齢厚牛年金について厚牛	1名	その他	2,573,015	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納を含めて了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理体頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
23	老裁国保付再達つ	確認・法	佐賀	唐津	2008年 1月1日	2012年 3月28日	〇機構本部の指示に基づき、再裁定 進達処理の確認を行ったところ、老齢 基礎年金裁定後の国民年金保険料納 付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	年金保険料について、確認不足より、 再裁定の進達を行っていなかったもの	2名	未払い	13,100	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
23	老に民名会に民名会をは、日本の主義をは、日をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義をは、日本の主義を	確認・決	東京	港	2008年 8月1日	2012年2月14日	〇お客様の年金相談時に、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、配偶者の厚生年金未加 入期間に係る国民年金第3号被保険 者期間については、修正処理を行うべ きところ、処理を漏らしたことによりま す。	1名	過払い	28,750	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
232	年権年被資届漏い受厚保険喪受に受りを受ける。	確認・決定誤り	青森	青森	2011年 10月3日	2012年 2月27日	〇お客様からの年金相談を受けた際に、確認したところ、年金受給権者厚生年金保険被保険者資格喪失届の受理漏れが判明しました。	〇お客様が老齢年金請求書を提出された際に、65歳以後の厚生年金加入記録の改定処理のため、年金受給権者厚生年金保険被保険者資格喪失届を受理しなかったことによります。	1名	未払い		〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	を行い、年金記録の確認を徹底す	内部
233	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2008年6月頃	2012年 6月27日	〇お客様の配偶者の老齢年金請求書を受付た際、確認したところ、配偶者 加給年金の加算漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。なお、在職中の支給額調整により影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認を徹底するよう周知しました。	内部
234	老齢時年金の国開門のである。	確認・決定誤り	愛知	熱田	2000年7月6日	2012年7月5日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、国民 年金の任意加入期間にもかかわら ず、国民年金免除期間としたことによ ります。	1名	過払い	22,983	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
235	老裁特の生定つの生産の給厚裁に	確認・決定誤り	埼玉	川越	2003年 7月17日	2012年5月31日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の特別支給の老齢厚生年金裁 定漏れが判明しました。	〇老齡年金裁定時に、農林組合共済 期間について退職共済年金を受けて おり、特別支給の老齢厚生年金が発 生するにもかかわらず、裁定を漏らし たことによります。	1名	未払い	42,000	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
236	老齢年金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2008年 8月7日	2012年 4月19日	〇記録突合センターより、65歳の老 齢年金未裁定者について連絡があり、 確認したところ、老齢年金請求書の受 理漏れが判明しました。	○過去に年金相談を受けた際に、本来、老齢年金の請求について説明を行い、請求書の受理を行うべきところ、受理しなかったことによります。	1名	未払い	6,421,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部

整理番号		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
237	老齢には、おおおおおります。老齢には、おおり、これをおります。 おいり ていい はいい はいい はいい はいい はいい はい はいい はい はい はい は	確認・決定誤り	山梨	甲府	1971年 7月1日	2012年 2月17日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における受給権発生年月日の 決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、他制度満了時に受給権を発生すべきところ、厚生年金の資格喪失時において、受給権を発生させたことによります。	1名	未払い	82,077	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 のブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
238	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2010年 5月27日	2012年 4月16日	〇機構本部より、加給年金について連絡があり、確認したところ、加給金の加算誤りが判明しました。		1名	過払い	691,750	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
239	老齢年金の受生年の決定では、それでは、それでは、それでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	確認・決定誤り	大阪	福島	2010年 1月14日	2011年 8月12日	〇お客様の新たな記録が判明したことから、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、受給権発生年月日について、本 来、60才到達日とすべきところ、65才 到達日としたことによります。	1名	未払い		○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。		内部
240	老齢時代を表現の表別である。老齢時の表別である。表別である。またのである。またのである。またのである。またのでは、これの	確認・決定誤り	静岡	三島	2000年 7月14日	2012年6月27日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、確認したところ、老齢年金裁定時 における共済組合期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、共済 組合期間について、本来、共済組合期間とすべきところ、厚生年金期間として 算入したことによります。		過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○通算老齢年金の取消を行い、退職共済年金の再裁定処理を確認しました。	を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周	内部
241	老齢では、おおります。老齢では、おおります。 老齢の金算に かいて かいて かいて かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	確認・決定誤り	長崎	事務センター	2011年 7月28日	2011年9月16日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金期間の算入誤りが 判明しました。	年金の任意加入期間にもかかわら	1名	過払い	124	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部

	理件	事 等 区		 長名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
2	老齢年 裁国期 入ついて	まの 音金 第一語 記言	· 科	夏 島	事務 センター	2012年 1月13日	2012年 4月13日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金免除期間の算入誤 りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、遺族 年金の受給権発生後の期間であり国 民年金の強制適用期間でないことか ら、免除期間として扱えないにも関わ らず、国民年金免除期間としたことに よります。	1名	過払い	435,631	を受理しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
2	老齢なのの場合を表現である。	一時 三年 間の 説り	R i	5玉	越谷	2009年 6月5日	2012年3月9日	〇お客様の遺族年金を受付けた際に、年金記録を確認したところ、老齢年金再裁定時の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の再裁定手続きを行った際に、本来、脱退手当金支給済み期間にもかかわらず、年金計算対象の厚生年金期間として、老齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	過払いは	1,436,020	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		外部
2	老裁お済間誤て	井 雑説	北	海道	釧路	1987年 11月10日	2012年7月27日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、確認したところ、配偶者の老齢年 金裁定時における共済組合期間の算 入誤りが判明しました。	〇お客様の配偶者の老齢年金裁定時 に、国家公務員共済組合に移管済み 期間について、本来、共済組合期間と すべきところ、厚生年金期間としたこと によります。	1名	過払いな	248,143	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部
2	老裁お済間誤りに	に 共 が 説 が 説 が 説 が また いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	В Д Е	Z 島	事務 センター	2012年 3月1日	2012年 4月17日	〇機構本部より、お客様の老齢年金 の加入記録について連絡があり、確認 したところ、共済組合期間の算入誤り が判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、JR共済組合記録について、本来、 厚生年金期間として登録すべきとこ ろ、共済組合期間として登録したことに よります。	1名	未払い	21,900		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
2	老齢年 裁定民間 別 入 ついて	まの 記念 記算 記述	t 5	宮城	古川	2002年 10月3日	2012年 5月24日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、確認したところ、老齢年金裁定時 の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の厚生年金資格喪失後の期間について、国民年金第3号被保険者期間としたことによります。	1名	過払い。		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し裁定取消処理を確認しました。	を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周	内部

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
24	障害者度の説みでいる。	では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	静岡	三島	2008年 11月14日	2012年 5月31日		〇お客様の老齢年金の請求を受付た際に、障害者特例請求書を受理すべきところ、加給年金が加算されることを考慮せず、障害年金を選択するとした年金受給選択申出書を受理したことによります。		その他	15,524,416		〇担当部署において事象を説明 し、年金受給選択申出書の受理に 関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
24	老齢年5日に 名 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	確認・法	東京	港	2004年11月25日	2012年 4月6日	せ作業において、記録に不備あるとの連絡があり、確認したところ、老齢年金	〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、配偶者の厚生年金未加 入期間に係る国民年金第3号被保険 者期間については、修正処理を行うべ きところ、処理を漏らしたことによりま す。	1名	過払い	355,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	
24	老齢年3日 (1年年 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日	確認・法	東京	港	1992年 3月12日	2012年5月28日	〇紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録に不備があるとの連絡があり、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	入期間に係る国民年金第3号被保険	1名	過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	
25	老齢年代おける発生の	確認・法	神奈川	横須賀	1987年 5月頃	2011年12月15日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における受給権発生年月日の 決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、受給権発生年月日について、本 来、65歳到達日の昭和59年10月と すべきところ、昭和61年2月としたこと によります。	1名	未払い	167,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	
28	老裁お今間漏いて	確認・	神奈川	相模原	1980年 5月26日	2011年9月12日		〇お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、旧令共済期間の算入を漏ら し旧法の老齢年金を裁定したことによります。		未払い	5,991,003		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
252	通算対象 期間の算 入誤りに ついて	確認・決定誤り	千葉	千葉	2011年 12月26日	2012年 5月2日	〇機構本部より、厚生年金保険通算 老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、通算対象期間の算入誤りが 判明しました。		1名	_	0		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
253	共済移管 記録の統 合誤りに ついて	確認・決定誤り	東京	杉並	2008年 3月11日	2012年6月8日	〇お客様より、遺族年金請求書を受付けた際に、配偶者の老齢年金について確認したところ、共済移管記録の統合誤りが判明しました。	〇他の事務所において、配偶者様の 記録の統合処理を行った際に、本来、 統合対象とならない共済移管記録を、 厚生年金記録として、誤った統合を 行ったことによります。	1名	過払い	165,846	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
254	老齢年金 に 民年 る 金 る 会 者 者 者 入 り に り に り り り り り り り り り り り り り り り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1996年2月8日	2012年6月5日	〇紙台帳とコンピューター記録の突合 せ作業において、記録の確認をしたと ころ、老齢年金に係る国民年金第3号 被保険者期間の算入誤りが判明しま した。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、配偶者の厚生年金未加 入期間に係る国民年金第3号被保険 者期間については、修正処理を行うべ きところ、処理を漏らしたことによりま す。	1名	過払い	9,825	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
255	老を記された。老を記された。老を記された。 老を見る 発 日 誤っていていていている かいい ていい ていい ていい ていい はいい はいい はいい はいい はいい は	確認・決定誤り	群馬	前橋	1993年 2月25日	2012年2月17日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における受給権発生年月日の 決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、受給権発生年月日について、本 来、65才到達日の平成4年11月とす べきところ平成5年2月としたことにより ます。	1名	未払い			〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
256	遺族年金の支統の支統の大統領を終める。 大学では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	確認・決定誤り	徳島	事務 センター	1987年 4月9日	2011年 10月7日	○機構本部より、年金の選択関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族年金の裁定誤りが判明しました。	〇お客様の遺族年金裁定の際に、本来、遺族共済年金が短期要件で決定されていることから、長期要件による遺族厚生年金については、不支給とすべきところ、裁定したことによります。	1名	過払い	70,315	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただき返納方法申出書を受理しました。 ○裁定の取消などにかかる関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	3

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
25	老齢年の様子に高受理	金げ系を	埼玉	越谷	2012年 4月4日	2012年 6月14日	〇お客様より、年金の支払額について、問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求に係る受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を受付けた際に、本来、三共済記録については、共済記録として退職共済年金給付請求書を受理すべきところ、厚生年金記録として老齢年金請求書と繰上げ申出書を受理したものです。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の退職共済年金給付請求書を受理 し支払を確認しました。	を行い年金裁定請求書受付時にお	3
25	老裁お給年決についる	できまかり確認・法	東京	府中	1993年 5月20日	2012年5月24日	〇記録突合センターより、紙台帳とコンピューター記録の突合作業に伴う調査依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	に、受給権発生年月日について、本 来、60歳到達時点の平成5年3月25	1名	_	0		を行い年金裁定請求書受付時における記録の確認の徹底を周知しま	
25	年金野選書の研究の研究のでは、	出 確認 認	神奈川	相模原	2012年 1月30日	2012年 4月11日	〇お客様より、年金の選択結果について、問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。	に、本来、老齢厚牛年金について厚牛	1名	その他	805,566	を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	
26	老裁お給年決に	産生のり確認・油	愛媛	松山西	2004年 2月24日	2012年7月17日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、受給権発生年月日について、本来、農林共済組合期間を考慮し、平成14年4月1日とすべきところ、65歳到達日である平成16年1月11日としたことによります。	1名	未払い	45,771		〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
26	老裁国保付再達つ年後年料件定れて	か金納を強いる	大阪	豊中	2012年 3月26日	2012年7月19日	〇お客様より、年金の支払について問合わせがあり、確認を行ったところ、老齢基礎年金裁定後の国年保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。		1名	未払い	232,332		〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生後に国民年金 保険料を遡及して納付した場合の 取扱の確認を徹底するよう周知しま した。	

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
262	年金受給出理認のは、	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2011年11月頃	2012年 1月11日	〇お客様より、年金の選択結果について、お問合せがあり、確認したところ、 年金受給選択申出書の受理時の確認 誤りが判明しました。	に、本来、老齢厚牛年金について厚牛	1名	その他		訂正処理可能との回答がありまし	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	
263	老裁定は組織を表現のは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別で	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1986年 12月1日	2012年7月27日	〇お客様から受理した年金記録同僚 事案の申立書の審査の際に、老齢年 金裁定時の共済組合期間の算入誤り が判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、移管済みの農林共済組合期間に ついて、誤って厚生年金期間として算 入したことによります。	1名	過払い	3,557,392			
264	老裁国3日の伴定れて年後年後年の金の金例理再達つは表漏いて	確認・決定誤り	長野	松本	1996年 10月頃	2012年3月27日	〇記録突合センターより、被保険者記録について連絡があり、確認を行ったところ、老齢年金裁定後の国民年金3号特例届の処理に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	例届の処理を行ったにもかかわらず、 確認不足により老齢年金の再裁定の	2名	未払い	2,190,144	〇ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生後に国民年金 3号特例届の処理を行った場合の 取扱の確認を徹底するよう周知しま した。	
265	老齢年年 に 民 号 号 者 第 者 第 う り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	確認・決定誤り	京都	中京	2008年 10月12日	2012年5月23日	〇お客様の配偶者が老齢年金の請求 手続きを行った際に、確認したところ、 老齢年金に係る国民年金第3号被保 険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、老 齢年金の裁定を行ったことによります。	1名	過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○任意加入後に老齢年金裁定請求書を受理し、支払を確認しました。	を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	外部
266	老齢の場合を表現している。そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2012年 4月5日	2012年 4月13日	○事務センターより、再裁定結果について連絡があり、確認を行ったところ、老齢厚生年金の脱退手当金期間に係る処理誤りが判明しました。	〇脱退手当金の更正を行ったことに伴う再裁定処理を進達した際に、本来、 脱退手当金期間として扱うべきところ、厚生年金期間として、進達したことによります。		_	0		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認の徹底を 周知しました。	内部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
267	老裁国3届に裁漏い年後年例理再達つ	確認・決定誤り	滋賀	大津	1997年 5月12日	2012年 4月6日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認を行ったところ、老齢年金裁定後の国民年金3号特例届の処理に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	〇老齡年金裁定後に国民年金3号特例届の処理を行ったにもかかわらず、 老齢年金の再裁定の進達を行っていなかったものです。	1名	未払い	100,382		○担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生後に国民年金 3号特例届の処理を行った場合の 取扱の確認を徹底するよう周知しま した。	
268	老齢時時代表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	確認・決定誤り	宮崎	都城	1992年 8月1日	2012年7月9日	〇お客様より、老齢年金の支払額について、問合せがあり、確認したところ、 共済組合期間の算入誤りが判明しま した。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、共済組合期間の喪失年月日について、本来、昭和62年4月1日のところ昭和62年3月31日と登録したことによります。	1名	未払い	49,900	〇ブロック本部に取扱いを協議し、	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
269	老齢時年の 国関門誤いて	確認・決定誤り	京都	舞鶴	1998年 1月14日	2011年11月17日		〇お客様の老齢年金裁定時に、59歳で受給権が発生しているにもかかわらず、60歳までの国民年金免除期間を含めて、裁定したことによります。	1名	過払い	7,100	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
270	老年部末る済額上ついる済額上のいた。	確認・決定誤り	福井	福井	2008年 8月7日	2012年8月6日		〇お客様から老齢基礎年金の全部繰上げ請求書を受理した際に、NTT退職共済年金受給者であったことから、本来、退職共済年金の定額部分を停止すべきでしたが、その処理を漏らしたことによります。		過払い		書を受理しました。	を行い三共済に係る年金裁定請求 書受付時における停止処理等を確 実に行うことについて徹底し周知を	
271	年金受給出書のの確認を受けます。	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2012年 2月14日	2012年 5月2日	〇お客様より、厚生年金基金に係る年 金の停止について、問合せがあり、確 認したところ、年金受給選択申出書の 受理時の確認誤りが判明しました。	〇年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って遺族年金を選択した申出書を受理したことによります。	1名	その他		を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	:

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
272	年金受給出書の確別について	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2011年 9月14日	2011年 12月7日	〇お客様より、年金の選択結果について、お問合せがあり、確認したところ、 年金受給選択申出書の受理時の確認 誤りが判明しました。	に、本来、老齢厚牛年金について厚牛	1名	その他な		訂正処理可能との回答がありまし	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	外部
273	老裁国期入ついて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1998年 8月頃	2012年7月18日	○事務センターより、遺族年金請求書 の返戻があり、確認したところ、老齢年 金裁定時の国民年金期間の算入誤り が判明しました。		1名	過払い	9,181	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
274	三共済に 保るをの 年金の発 年月 日 りについて	確認・決定誤り	東京	事務 センター	2012年 2月7日	2012年7月17日	〇年金事務所より、お客様の老齢年 金について連絡があり、確認したところ、受給権発生年月日の誤りが判明しました。	〇三共済記録をお持ちのお客様に関する老齢年金を裁定する際に、本来であれば、、受給権発生年月日については、60歳到達時点とすべきであったところ、厚生年金期間が12ヵ月となった日により、決定したことによります。		未払い	60,442	〇ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い三共済に係る年金裁定請求 書受付時における注意事項を確認 の上、周知を図りました。	
275	老龍に共期のについて	確認・決定誤り	広島	広島南	2003年 7月10日	2012年3月30日	〇機構本部より、お客様の老齢年金 の加入記録について連絡があり、確認 したところ、共済組合期間の算入誤り が判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、農林共済組合期間について、本 来、厚生年金期間として登録すべきと ころ、共済組合期間として登録したこと によります。	1名	未払い		○ブロック本部に取扱いを確認の	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
276	共組老年げか明つ定の礎上に説に	確認・決定誤り	新潟	上越	2011年 3月22日	2011年 12月7日		ものです。	2名	過払いは	812,050	お詫びの上説明し、ご了承を得て 返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける繰上げ処理の取扱いの確認の 徹底を周知しました。	3

整理		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
277	農林共る金権 に 齢年 発年 は は に に に に に に に に に に に に に	確認	京都	京都西	2005年 6月2日	2011年 6月15日	〇機構本部より、お客様の老齢年金 について連絡があり、確認したところ、 受給権発生年月日の誤りが判明しま した。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済を有しており、本来、受 に、農林共済を有しており、本来、受 給権発生年月日を65歳時の平成17 年12月19日とすべきであったところ、 平成15年4月1日として決定してたことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い農林共済に係る年金裁定請 求書受付時における注意事項を確 認の上、徹底と周知を図りました。	i I
271	老競技は、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別で	確認・決定誤り	神奈川	川崎	1997年 6月頃	2011年12月19日	〇お客様から厚生年金記録判明に伴う問合せがあった際、記録を確認したところ、老齢年金裁定時いおける共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧法共済の退職年金の受給者であったことから、本来であれば、共済加入期間を合算対象期間として入力すべきところ、老齢基礎年金対象期間として算入したことによります。	1名	過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
279	老裁おけ組のになっています。	確認・決定誤り	東京	港	2007年 8月2日	2012年6月14日	〇お客様より、年金の加入期間について、問合せがあり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。			未払い	9,834	〇ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
284	老齢年年の月日に	確認・決定誤り	香川	高松西	1988年 10月頃	2012年 5月18日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金の失権年月日の処理誤りが判明しました。	〇お客様の旧法厚生年金保険法による老齢年金を裁定する際に、厚生年金保険加入期間の算入を誤り、通算老齢年金の失権処理を行ったことによります。	1名	未払い	34,560		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
28	老齢年年金の国期間のいた。	確認・決定誤り	北海道	新 さっぽろ	2011年 10月3日	2012年 5月28日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、軍人 恩給受給期間であることから国民年金 の任意加入期間となるにもかかわら ず、国民年金免除期間としたことによ ります。		過払い	304,333	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整番		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
28	老齢年の表表の表表の表表を表表を表表を表示を表示である。またのでは、またのである。またのでは、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのではではでは、またのではでは、またのではでは、またのではではではではではでは、またのではではではで	金にも期上間誤る。決定	愛媛	事務 センター	2012年 3月8日	2012年 7月2日	〇事務センターで裁定者の再確認を 行った際に、老齢年金の共済組合期間と厚生年金期間の重複期間にかか る訂正誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間と厚生年金期間の 重複があることから、本来、厚生年金 期間を削除すべきところ、誤って共済 組合期間を削除したことによります。	1名	過払い	407	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	;
28	老齢年: 裁定年: 期間の: 入誤りについて	金確調	千葉	千葉	1994年 5月19日	2012年6月5日	○事務センターより、遺族年金の返戻 があり、確認したところ、老齢年金裁定 時の国民年金期間の算入誤りが判明 しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、国民 年金の第1号被保険者期間から第3 号被保険者期間への変更を行ってい ないことから、第3号被保険者期間とし て扱えないにもかかわらず、第3号期間としたことによります。	1名	過払い	19,200	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部
28	老齢年等裁ける合う。 おりまた おりまた おりまた おりまた ないまた ないまた ないまた という	こも朝 確認.	愛媛	事務センター	2008年 8月14日	2012年8月3日	〇お客様の年金相談を行った際に、 年金記録を確認したところ、共済組合 期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、本来、合 算期間とすべきところ、共済組合期間 として算入したことによります。	1名	過払い	667	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
28	老齢年 裁定年時 厚間のの 入ついて	金曜調	北海道	新さっぽろ	1986年 4月17日	2012年 4月23日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の厚生年金期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、厚生年金の取得年月日を、本来、昭和19年10月1日とすべきところ、昭和19年6月1日としたことによります。		過払い		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
28	老齢年: の繰上 請求に付る受付詞についっ	ず 経り 確認	千葉	千葉	2012年 2月2日	2012年 4月10日	〇お客様より、繰上げ請求について、 問合せがあり、確認したところ、老齢年 金の繰上げ請求に係る受付誤りが判 明しました。	〇お客様から老齢年金の繰上げ請求 に係る年金相談の予約を受けた際 に、月末の相談者が多いことから、翌 月に相談を行ったことで、繰上げ請求 が翌月受付となり、お客様の希望より 1ヵ月遅くなったことによります。	1名	未払い	45,683		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
287	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	確認・決定誤り	大阪	吹田	2005年 10月19日	2012年6月4日	○事務センターより、子の加給年金について連絡があり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、子の加給年金の登録を行うべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払いも	834,532		○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録の確認の徹底を周知しま した。	3
288	農林共名の受住の場合を表現である。	確認・決定誤り	北海道	新さっぽ ろ	2006年 3月23日	2012年 4月23日	○事務センターより、再裁定関係書類 について、連絡があり、確認したとこ ろ、受給権発生年月日の誤りが判明し ました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、農林共済を有していることから、本来、受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、65歳到達年月日としたことによります。	1名	未払い			を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知	
289	老齢では、おからないでは、おからないでは、おからないでは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2003年 2月13日	2012年7月18日	〇お客様より、遺族年金の請求を受付けた際に、確認したところ、老齢年金の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、退職一時金を支給済みの共済組 合期間について、本来、合算期間とす べきところ、共済組合期間として算入し たことによります。	1名	過払い		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
290	障害状態 確認を 係る 誤りにつし て	確認・決定誤り	大分	事務センター	2012年 9月4日	2012年10月11日	〇事務センターにおいて、障害年金の所得状況について、確認したところ、障害状態確認届に係る処理誤りが判明しました。	〇障害状態確認届の処理を行った際に、本来、年金を支給すると入力すべきところ、支給を差止めると入力したことによります。	2名	未払いく		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の国民年金(短期年金)年金受給権者現況届処理票の入力処理を行い支払を確認しました。	を行い、障害状態確認届の取扱い の確認と入力時のチェックの徹底を	
291	老裁国期入ついて	確認・決定誤り	北海道	新 さっぽろ	1995年 8月1日	2012年 5月28日	〇事務センターより、再裁定関係書類 の返戻があり、確認したところ、老齢年 金裁定時の国民年金期間の算入誤り が判明しました。	手当金支給済み期間にもかかわら	1名	過払い:		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
292	老 裁お済間年の調を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	確認・決定	兵庫	事務センター	2012年 6月27日	2012年 8月8日	〇共済組合より、お客様の老齢年金 について、問合せがあり、確認したところ、共済組合期間と厚生年金期間の 重複期間にかかる調整誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間と厚生年金期間の重複があることから、本来、重複期間を調整すべきところ、調整を漏らし、1月早く受給権発生させたものです。	1名	その他	59,750	書を受理しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	;
293	老齢年時を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2007年 12月24日	2012年3月9日	〇機構本部より、加入記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。		1名	過払い	390,267	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	内部
294	老齢年を表現の表別を表現の表別を表現の表別である。表別である。また。また、表別である。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。	確認・決定誤り	東京	港	1987年 3月26日	2012年 7月10日	〇機構本部より、農林共済移行に伴う 裁定者について連絡があり、確認した ところ、老齢年金の共済組合期間の算 入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、農林共済組合期間について、本 来、共済組合期間とすべきところ、合 算期間として算入したことによります。	1名	未払い		〇ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
295	障害状態に では に に に に に に に に に に に に に に に に に に	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2012年 9月5日	2012年10月12日	〇事務センターにおいて、障害年金の 所得状況について、確認したところ、 障害状態確認届に係る処理誤りが判 明しました。	〇事務センターで、障害状態確認届の 処理を行った際に、お客様から所得状 況届の提出があったにもかかわらず、 処理不要として、入力を漏らしたことに よります。		未払い	201,566	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の関係届に係る入力処理を行い支払を確認しました。	を行い、障害状態確認届の取扱い	
296	老裁おけるというできます。老歌では、本語では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	確認・決定誤り	愛知	笠寺	1987年 5月頃	2012年 4月17日	〇事務センターより、お客様の遺族年金請求関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、退職一時金を支給済みの共済組 合期間について、本来、合算期間とす べき期間についても、共済組合期間と して算入したことによります。	1名	過払い	290,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3

	理件	名 等	故の分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
29	老齢年時代を表現の表別である。	特共期入いる。	E 呉	沖縄	コザ	2004年 2月17日	2012年 9月5日	〇機構本部より、お客様の遺族年金 請求関係書類について、連絡があり、 確認したところ、配偶者の老齢年金の 共済組合期間の算入誤りが判明しま した。	〇お客様の配偶者の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	未払い	372,000		〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
25	老齢名の安持の留解してて	保備に対象	崔忍・央官呉ノ	大阪	堺西	2003年 9月3日	2012年 8月10日	頼を受けた際に、確認したところ、老齢	〇お客様の老齢年金と雇用保険の給付に係る届出を受理した際に、既に調整済みであるにもかかわらず、支払保留処理を行ったことによります。	1名	未払い	14,428,811		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
29	老に民号を登りに 3 険の りに つ	国第保間誤で	E 呉	愛知	笠寺	1996年 8月1日	2012年 5月29日		〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、国民年金第3号被保険者 期間として扱うことができない期間を 含め、老齢年金の裁定を行ったことに よります。	1名	過払い	57,000	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認及び再裁定処理の徹底を周知 しました。	
31	老歳国間誤いて	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	E 呉	徳島	徳島北	1997年 4月18日	2012年 3月23日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、年金記録を確認したところ、老齢 年金裁定時の国民年金期間の算入誤 りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、配偶者の昭和61年3月以前の厚生年金加入期間については、国民年金の任意加入期間であり合算対象期間となるにもかかわらず、国民年金免除期間としたことによります。	1名	過払い	85,000	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
31	老競はおきません。老齢には、おきない。それでは、おきない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	時は対している。	崔忍・夬定呉!	山梨	甲府	2007年 5月23日	2012年 7月24日	〇機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、1年未満の統合共済組合期間について、本来ならば旧適用法人共済組合期間を合算して、特別支給の老齢厚生年金を裁定すべきところ、裁定を行わなかったことによります。	1名	未払い	35,094	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、 訂正処理依頼書等関係書類一式を 進達し支払を確認しました。	を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	3

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分 影	影響金額 単位:円)	対応	対策	判明 契機
302	障害基礎等金の級ができます。	ī r#	埼玉	川越	2009年 10月31日	2012年8月10日	〇お客様より、診断書の提出について 連絡があった際、受給原簿を確認した ところ、障害等級変更漏れが判明しま した。	〇以前の有期固定に係る審査時に、 本来、併合認定により1級とすべきところ、併合認定されないまま2級により処理したことによります。		未払い 57	76,000		○担当部署において、事象の説明 を行い、障害の認定結果の取扱い の確認と入力時のチェックの徹底を 周知しました。	
303	年金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	確認	福島	東北福島	2011年 9月12日	2012年3月9日	〇お客様から障害年金と労災保険法の障害補償年金の調整について問合せがあった際に、確認したところ、年金受給選択申出書の受理時の確認誤りが判明しました。	択についての相談があった際、労災保 険法の障害補償年金の受給中である	1名	その他 2.3			〇担当部署において事象を説明 し、年金受給選択申出書の受理に 関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
304	老競技が済間に	確認・	北海道	苫小牧	2005年 9月1日	2012年5月16日		〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、共済組合期間については、共済組 合員加入期間確認通知書に基づき算 入すべきところ、誤った期間により登 録したことによります。	1名	未払い 50	0,717	○ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
305	老齢年金 に民年会 3 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	確認・法	山梨	竜王	2012年 4月11日	2012年10月22日	〇事務所内で、お客様の記録の確認 をしたところ、老齢年金に係る国民年 金第3号被保険者期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、国民年金第3号被保険者 期間として扱うことができない期間を 含め、老齢年金の裁定を行ったことに よります。	1名	過払い 1!		〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 の訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
306	老齢年の金別国免のりについい	確認	千葉	千葉	1998年 8月6日	2012年6月20日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金免除期間の算入誤 りが判明しました。		1名	過払い 18		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
307	老齢年金に 表別の を を を を を を は を り に の り に の り に の り に の り に の り に り に り	確認・決定誤り	和歌山	事務 センター	2007年 8月16日	2012年 9月18日	〇お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、共済組合 側加入期間確認通知書に基づき算入すべきところ、誤った期間により登録したことによります。	1名	未払い	13,100		〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
308	老齢時時代を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	確認・決定誤り	東京	八王子	2008年 4月29日	2012年 8月31日	○事務センターより、裁定状況について連絡があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、本人の 共済組合員加入期間確認通知書に基づき算入すべきところ、誤って配偶者の期間を登録したことによります。	1名	過払い	378,175	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
309	老齢には、大きないでは、それでは、大きないでは、それでは、大きないでは、またないでは、大きないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	高知	高知西	1993年 7月8日	2012年7月3日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入 誤りが判明しました。	共済組合期間について、本来、合算対	1名	過払い	1,058,400	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
310	障害年金 失年の理 誤りについ て	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2006年 11月24日	2011年9月12日	○福祉事務所からお客様の年金相談を受けた際に、確認したところ、障害年金失権年月日の処理誤りが判明しました。		1名	過払い		〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いは今後の支払で調整することで、了承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
311	遺族に共知のは、一般ので	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2003年 6月19日	2012年 8月28日	〇配偶者の記録補正を行った際に、確認したところ、遺族年金の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の遺族年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、本来、厚生年金期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	未払い	5,903,597	を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
312	老齢年のは、おおります。 老齢には、おいます。 おいまれる はいまい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい	確認	香川	事務 センター	2009年 11月26日	2012年 9月25日	〇お客様より、共済加入期間について 問合せがあり、確認したところ、共済組 合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、共済組合期間については、共済組合員加入期間確認通知書に基づき算入すべきところ、誤った期間により登録したことによります。	1名	未払い	42,016		を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知	3
313	老齢年名 に 保年 る 会 会 会 会 は 者 り に り に り り り り り り り り り り り り り り り	確認・決定誤り	和歌山	事務 センター	2012年 1月12日	2012年7月30日		〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、国民年金第3号被保険者 期間として扱うことができない期間を 含め、老齢年金の裁定を行ったことに よります。	1名	過払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
314	老齢な定生間の実施である。	確認・決定誤り	北海道	旭川	2009年 4月16日	2012年9月4日	〇お客様の遺族年金を裁定する際 に、確認したところ、老齢年金再裁定 時の厚生年金期間の算入誤りが判明 しました。	〇お客様の老齢年金再裁定時に、脱退手当金支給済み期間にもかかわらず、厚生年金期間として算入したことによります。	1名	過払い	3,649,400	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
315	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	三重	四日市	2003年 7月24日	2012年6月7日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加 給年金の加算漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、本来、加給年金を加算すると入力 すべきところ、誤って加算しないと入力 したことによります。	1名	未払い	183,176	○担当者がお客様にお詫びの上、 事象を説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、加給年金の取扱いについ ての確認を徹底するよう周知しまし た。	
316	老齢年年喪の金失確について	確認・決定誤り	東京	府中	2011年 8月11日	2012年 7月13日	〇お客様より、老齢年金の支払額について、お問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金資格喪失処理の確認漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、厚生年金資格喪失処理がなされていないことから、本来、資格喪失後に裁定処理を行うべきところ、喪失前に処理を行ったことによります。また、その後の再裁定処理も行われていませんでした。	1名	未払い	463,316	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	を行い、年金記録の確認を徹底す	外部

	E理 持号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
:	裁定 国民 期間	辞の 日本の 日本の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の	確認・決定誤り	愛知	半田	2003年 11月24日	2012年 7月5日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、59才で受給権が発生しているにもかかわらず、60才までの国民年金免除期間を含めて、裁定したことによります。	1名	過払い	15,500	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
3	確認係る	: 大能 処理 につい	確認・決定誤り	福島	事務 センター	2012年9月6日	2012年10月9日	て問合せがあった際に、年金原簿を確	〇障害状態確認届の処理を行った際に、本来、年金を支給すると入力すべきところ、支給を差止めると入力したことによります。	12名	未払い	1,769,598	○担当者が全てのお客様にお詫び の上説明し、了承を得ました。 ○関係届に係る入力処理を行い支 払を確認しました。	を行い、障害状態確認届の取扱い	
3	裁定 老虧 年金	金には一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	確認・決定誤り	福岡	八幡	1998年 7月30日	2012年7月2日	〇お客様の未支給年金の審査の際 に、確認を行ったところ、老齢年金裁 定時の老齢厚生年金裁定漏れが判明 しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、厚生年金期間があるにもかかわらず、老齢厚生年金の裁定を漏らし老齢基礎年金のみの裁定を行ったことによります。	1名	未払い		〇ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録の確認の徹底を周知しま した。	内部
3	裁国保付再	年後の金納う進に	確認・決定誤り	福井	福井	2007年 3月14日	2012年7月3日	〇ブロック本部指示に基づき、再裁定 進達処理の確認を行ったところ、老齢 基礎年金裁定後の国年保険料納付に 伴う再裁定進達漏れが判明しました。	り、再裁定の進達を行っていなかった	22名	未払い	8,566	○ブロック本部に取扱いを協議し、	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における記録及び国民年金被保険者資格喪失者一覧表の確認の徹底を居知しました。	ť
:	裁国第3 第例理再 理再裁	定進れに	確認・決定誤り	滋賀	大津	1998年 2月5日	2012年 7月13日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認を行ったところ、老齢年金裁定後の国民年金第3号特例届の処理に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	〇老齢年金裁定後に国民年金第3号特例届の処理を行ったにもかかわらず、老齢年金の再裁定の進達を行っていなかったことによります。	1名	未払い	905,364		〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生後に国民年金 3号特例届の処理を行った場合の 取扱の確認を徹底するよう周知しま した。	t 内部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
322	老齢にはおければ、おければ、おければ、おければ、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2009年 2月12日	2012年 8月28日	〇お客様の配偶者より老齢年金請求 書を受理した際に、年金記録を確認したところ、共済組合期間の算入誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、減額退職年金を受給していることから、本来、合算期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	1,506,849	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
323	第三条のあ事のをはいている。	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2011年 2月15日	2012年 5月24日	○他の年金事務所より、再裁定結果 について、連絡があり、確認したとこ ろ、第三者委員会からのあっせん事案 にかかる再裁定誤りが判明しました。	○第三者委員会からのあっせん事案にかかる再裁定を行った際に、本来、4月と11月の記録を補正すべきところ、4月から11月までの補正を行ったことによります。また、その後の再裁定進達時においても誤りに気が付かなかったものです。	1名	過払い	14,011	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
324	老能に共期のでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2012年 7月19日	2012年 8月22日	〇機構本部より、老齢年金裁定結果 について、連絡があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、市町村共済組合期間について、本来、JR共済組合に移管処理後に裁定すべきところ、移管確認及び処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	43,325		を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	
325	老齢に共満のである。	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2012年 9月6日	2012年10月12日	〇市町村共済組合より、老齢年金の加入期間について連絡があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、共済組合期間については、共済組 合員加入期間確認通知書に基づき算 入すべきところ、誤った期間により登 録したことによります。	1名	未払い	91,600		を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	
326	老裁国第例理老年定つ年後年号の伴基のれて年後年号の伴基のれて	確認・決定誤り	東京	足立	1995年 5月31日	2012年 5月31日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認 を行ったところ、老齢年金裁定後の国 民年金第3号特例届の処理に伴う老 齢基礎年金の裁定漏れが判明しまし た。	〇老齢年金裁定後に国民年金第3号 特例届の処理を行ったにもかかわら ず、老齢基礎年金の裁定処理を行っ ていなかったことによります。	1名	未払い	1,374,516	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	を行い、受給権発生後に国民年金	内部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)	対応	対策	判明契機
327	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	確認・決定誤り	広島	備後府中	2012年 8月20日	2012年 11月8日	〇お客様より、年金の支払日について 問合せがあり、確認したところ、老齢年 金裁定時の雇用保険との調整に係る 届書の受理漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、雇用保険との調整のため、老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を受理すべきところ、これを漏らしたことによります。	1名	未払い	80,533	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	を行い、雇用保険との調整に係る	
328	老裁定は、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいて	確認・決定誤り	広島	三原	1996年 3月28日	2012年 8月31日	○機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入 誤りが判明しました。		1名	過払い		〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		内部
329	老裁国保付再達ついて金の金納う進に	確認・決定誤り	長野	松本	2000年 10月26日	2012年 4月9日	〇事務センターより、被保険者記録の 確認依頼があり、確認を行ったところ、 老齢基礎年金裁定後の国民年金保険 料納付に伴う再裁定進達漏れが判明 しました。	年金保険料について、確認不足より、 再裁定の進達を行っていなかったこと	1名	未払い	23,725		○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録及び国民年金被保険者資 格喪失者一覧表の確認の徹底を居 知しました。	ť
330	老齢のは、おおりにおいます。	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	2012年 12月15日	2012年 11月5日	〇市町村共済組合より、加入記録について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、共済組合期間について、喪失年月 日を誤り、1ヵ月分多く算定したことに よります。	1名	過払い	266	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
331	老齢年の金別国民婦人の第一人の金別では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2009年 4月28日	2010年10月21日	○機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年金 裁定時の国民年金免除期間の算入誤 りが判明しました。		1名	過払い	2,816,595	を受理しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
332	老裁国保付再達つ年後年料件定れて金の金納う進に	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2009年 11月7日	2012年 11月2日	○事務センターより、被保険者記録の 確認依頼があり、確認を行ったところ、 老齢基礎年金裁定後の国年保険料納 付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	年金保険料について、確認不足より、 再裁定の進達を行っていなかったこと	1名	未払い	55,700		○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録及び国民年金被保険者資 格喪失者一覧表の確認の徹底を居 知しました。	Š
333	老裁お民間のいたのでは、そのでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	確認・決定誤り	千葉	千葉	1999年 10月14日	2012年 8月24日	○事務センターより、遺族年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りが判明しました。		1名	過払い	7,357	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
334	老裁国保付再達つ年後年料件定れて	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	2004年 6月30日	2012年3月30日	〇お客様の未支給年金請求書を受付けた際に、確認を行ったところ、老齢基礎年金裁定後の国年保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。		1名	未払い	13,200		○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録及び国民年金被保険者資 格喪失者一覧表の確認の徹底を居 知しました。	Ĩ
335	障害状態 確認届に 係る処理 ご	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2012年 11月2日	2012年12月12日	〇お客様より、年金の支給停止について問合せがあり、確認したところ、障害状態確認届に係る処理誤りが判明しました。	〇障害状態確認届の処理を行った際に、本来、障害等級を2級とすべきところ、3級と処理したことによります。	1名	未払い	84,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	を行い、障害状態確認届の取扱い	
336	老裁お済間誤て	確認・決定誤り	千葉	木更津	1992年 11月20日	2012年6月12日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、年金記録を確認したところ、老齢 年金裁定時における共済組合期間の 算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、退職 一時金支給済みの共済組合期間について、本来、合算対象期間とすべきところ、計算対象の期間として算入したことによります。	1名	過払い	963,800	を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	

整番		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)	対応	対策	判明 契機
33	老裁お済間別に	確認	静岡	三島	2000年 6月15日	2012年10月23日	〇お客様の遺族年金を受付けた際 に、年金記録を確認したところ、老齢 年金裁定時における共済組合期間の 算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、農林 共済組合に移管済みの期間について、本来、共済組合期間とすべきところ、厚生年金期間としたことによります。	1名	過払い	4,508,364	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		
33	老競には、一番を表現のは、一番を表現のは、一番を表現のは、一番を表現である。	確認	兵庫	須磨	2010年 3月25日	2012年 4月19日	〇記録突合センターより、共済加入期間について連絡があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	に、共済組合期間については、共済組	1名	未払い	237,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 ご正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	
33	老齢年金の原規制の関係を表現の関係を表現の関係である。) 確	神奈川	鶴見	2004年 4月28日	2012年3月28日	〇お客様の遺族年金請求書を受付けた際に、年金記録を確認したところ、老齢年金の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金期間があるにもかかわらず、脱退手当金期間として、全期間を計算対象としない処理を行ったことによります。	1名	未払い	286,194	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
34	旧組間は発生計に	確認・法	東京	府中	1996年 2月20日	2010年3月5日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、受給権発生年月日を誤って裁定していることが判明しました。		1名	未払い		○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し支払を確認 しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
34	記録判明に供うの通数知のいて	<u> </u>	滋賀	大津	2011年10月20日	2012年 10月26日	返戻があり、確認したところ、記録判明	〇記録判明に伴う再裁定のお知らせ の通知を発送する際に、本来、減額対 象者に対しては、通知を行なわないに もかかわらず、通知したものです。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○減額に伴う処理の取消を行いま した。	を行い、減額事案に係る取扱いの	内部

整理番号		事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
342	老齢年金 に 民 号 者 育 者 う り に り い い の り り り り り り り り り り り り り り り り	確認・	北海道	北見	1995年 8月7日	2012年 11月7日		〇お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、配偶者の厚生年金未加 入期間に係る国民年金第3号被保険 者期間については、修正処理を行うべ きところ、処理を漏らしたことによりま す。	1名	_	0		〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
343	老裁国3届に齢金漏い年後年特処う礎裁に	確認・決定	愛知	豊橋	1997年 3月3日	2012年 9月21日	○事務センターで、記録の確認を行ったところ、老齢年金裁定後の国民年金3号特例届の処理に伴う老齢基礎年金の裁定漏れが判明しました。	〇老齢年金裁定後に国民年金3号特例届の処理を行ったにもかかわらず、 老齢基礎年金の裁定処理を行っていなかったことによります。	1名	未払い	1,088,354		を行い、受給権発生後に国民年金 3号特例届の処理を行った場合の 取扱の確認を徹底するよう周知しま	外部
344	老裁国保付再達ついて、	確認	滋賀	草津	1999年 10月19日	2012年3月30日	○事務センターより、被保険者記録の 確認依頼があり、確認を行ったところ、 老齢基礎年金裁定後の国年保険料納 付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	再裁定の進達を行っていなかったこと	1名	未払い	28,687		〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録及び国民年金被保険者資 格喪失者一覧表の確認の徹底を周 知しました。	ť
345	老齢年金裁定年の国間の表別である。	在	千葉	千葉	1993年 11月11日	2012年9月28日	○事務センターより、遺族年金請求書 の返戻があり、確認したところ、老齢年 金裁定時の国民年金期間の算入誤り が判明しました。	年金の第1号被保険者期間から第3	1名	過払い		を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定請求書受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
346	老齢に会議を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主に、	確認・	滋賀	草津	1996年 1月4日	2012年 4月26日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認 を行ったところ、老齢年金裁定の国民 年金第3号記録補正後の再裁定進達 漏れが判明しました。	〇老齢年金裁定後に国民年金第3記録の補正処理を行ったにもかかわらず、老齢年金の再裁定の進達を行っていなかったことによります。	1名	未払い	173,224		〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生後に国民年金 第3号記録の補正処理を行った場 合の取扱の確認を徹底するよう周 知しました。	内部

整理番号		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
347	老裁国保付再達つ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	確認・決	香川	高松東	2000年 3月頃	2012年 6月6日	〇紙台帳とコンピューター記録との突合せ作業において、連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金裁定後の国年保険料納付に伴う再裁定進達漏れが判明しました。	〇老齡年金裁定後に納付された国民 年金保険料について、確認不足より、 再裁定の進達を行っていなかったこと によります。	1名	未払い	25,622		○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録及び国民年金被保険者資 格喪失者一覧表の確認の徹底を居 知しました。	Š
348	老齢年年第別について	確認	東京	港	1987年 10月15日	2012年 8月24日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認を行ったところ、老齢年金の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	〇配偶者の通算老齢年金の裁定を 行った際に、判明した厚生年金期間を 含めず処理を行ったことによります。	1名	未払い	6,219,939	〇ブロック本部に取扱いを協議し、	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける記録の確認の徹底を周知しま した。	
348	老裁おけ、共のでは、おおいまでは、またのでは、ま	確認	愛知	一宮	2006年 8月10日	2012年 5月29日	〇お客様の再裁定関係書類を確認したところ、旧令共済組合期間の算入漏れが判明しました。		1名	未払い	365,135	を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
350	老齢年金要理に	在	愛知	笠寺	2012年 11月30日	2012年 12月7日	○事務センターより、連絡があり、確認したところ、老齢年金の受給要件の説明及び受理誤りが判明しました。	〇お客様から老齢年金の請求手続きを受けた際に、本来、受給要件を満たしていないにもかかわらず、昭和36年4月以前の脱退手当金受給期間を含め受給要件を満たしていると説明し、請求書を受理したことによります。	1名	_	0		〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録及び納付要件の 確認を徹底するよう周知しました。	
351	被保録を記していていていていていていていていていていていていていていています。		兵庫	加古川	2012年 8月27日	2012年9月10日	○事務センターより、国民年金第3号 被保険者該当届に別人記録の被保険 者記録照会回答票の写しが添付され ているとの連絡があり、確認したとこ ろ、被保険者記録照会回答票の交付 誤りが判明しました。	○年金事務所で、記録照会に係る相談を受けた際に、同姓同名の別人記録をお客様記録と誤り、被保険者記録照会回答票を交付したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	_	0	〇誤って渡した書類を回収しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	5

	理 件名	名 等	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
3	老裁け組のに おから おから おから おから とう	特に対別の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	確認・決定誤り	神奈川	港北	1997年 5月15日	2012年 6月19日	た際に、年金記録を確認したところ、配	〇お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、農林共済組合期間について、喪失年月日を誤り、1ヵ月分少なく算定したことによります。	1名	未払い	19,166	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	3
3	老歳お守明る済間 おっこう おっこう おっこう おっこう おっこう おっこう おっこう おっこう		確認・決定誤り	福井	福井	2009年 2月12日	2012年 11月26日	組合期間について連絡があり、確認し	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧令共済組合期間がないにもかかわらず、旧令共済組合期間があるとして裁定したことによります。	1名	過払い	3,926	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。		3
3	老歳お今合第八の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		確認・決定誤り	東京	事務センター	2008年 3月13日	2012年12月3日	組合期間について連絡があり、確認し	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、旧今共済組合期間がないにもか かわらず、旧令共済組合期間があると して裁定したことによります。	2名	_	0	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。なお、定額部分が発 生していないことから、過払いはあ りません。	を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	3
3	旧険族規に選漏いで 選漏い	意 発見 おり に こう	確認・決定誤り	本部	障害年金 業務部 (本部)	2013年 4月15日	2013年 4月25日	処理に伴い年金の選択処理について	〇旧法の船員保険通算遺族年金の裁定を行った際に、本来、旧法の船保通算老齢年金との選択処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	547,848	○担当者が文書でお客様の代理人 にお詫びの上説明し、返納申出書 を受理しました。 ○訂正処理を行いました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、選択処理に係る取扱の確 認の徹底を周知しました。	
3	障害手 金の取 確認漏 につい	対抗で	確認・決定誤り	本部	障害年金 業務部 (本部)	1985年 2月13日	2013年7月3日	る被保険者記録訂正を行った際に、確	〇お客様の障害年金の裁定を行った際に、同一傷病により決定済みである障害手当金について、取消処理を行うべきところ、確認を漏らし、障害年金の裁定を行ったことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○障害手当金の取消等、訂正処理を行いました。	を行い、年金裁定時の記録の確認	

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
357	障害厚生 年金の裁 定誤りに ついて	確認・決定誤り	本部	障害年金 業務部 (本部)	2008年 12月11日	2013年 7月5日	〇年金事務所より、障害年金の裁定 状況等について連絡があり、確認した ところ、障害厚生年金の裁定誤りが判 明しました。	〇お客様の障害年金の裁定を行った際に、既に別傷病による障害年金の2級が裁定されているにもかかわらず、初めて2級による裁定を行ったことによります。	1名	_	0		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定時の記録の確認 及び進捗管理を徹底するよう周知 しました。	!
358	障害年の付事を表現している。	花 生	本部	障害年金 業務部 (本部)	2013年 6月27日	2013年7月8日	〇お客様より、障害年金の認定結果 について問合せがあり、確認したとこ ろ、障害年金請求時の障害給付の請 求事由に係る確認漏れが判明しまし た。	〇お客様の本来請求による障害年金 の裁定を行った際に、初診日が遡った ため添付の診断書では本来請求に係 る認定日の審査が行えないこととなり ました。本来、お客様に請求事由の再 確認を行うべきところ、これを漏らし、 事後重症による裁定を行ったことによ ります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の請求事由を事後重症請求とする 旨の確認を行いました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定時の請求事由の 確認を徹底するよう周知しました。	
359	寡婦年 集権 特別 年の の が の が の の の の の の の の の の の の の	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部(本部)	2013年 2月20日	2013年7月16日	〇システム開発部において、8月支払 者に係る調査を行った際に、寡婦年金 失権時における他年金の支給開始処 理誤りが判明しました。	それまで停止していた他年金につい	2名	未払い	38,515	○担当者がお客様にお詫びの文書 及び正しい支給額変更通知書を送付しました。 ○訂正処理を行い支払が行われた ことを確認しました。		
360	障害厚生年金の決定誤りについて	花	本部	障害年金 業務部 (本部)	2013年 5月22日	2013年7月12日	〇年金事務所より、社会保険労務士から、不支給決定の審査内容について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、障害厚生年金の不支給決定誤りが判明しました。	〇障害年金の裁定処理を行う際、障害の程度を判断する記載が診断書内ではなく添付書類に記されていたにもかかわらず、確認を漏らしたため、障害等級2級として支給決定すべきところ、不支給決定としたことによります。	1名	未払い	695,457	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○不支給処分の取消処理を行い、誤って送付した不支給決定通知書等を回収し、了承を得ました。 ○裁定処理を行い、年金の支払を確認しました。	を説明し、診断書の添付書類を十 分確認し、事務処理を進めるよう周	
361	債権差押に係るの誤りについて	珠	本部	業務渉外部(本部)	2013年 5月22日	2013年6月6日	〇市役所より、配当について問合せが あり、確認したところ、取立額の誤りが 判明しました。		1名	その他	142,400	〇お客様あてにお詫びの文書を送付しました。 〇担当者が市役所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇市役所あてに納入告知書を送付し、お客様に未払いの年金が支払されたことを確認しました。	を説明し、差押金額変更通知書の 内容入力後における複数名による 確認を徹底するよう周知を行いまし	

整理番号		事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
362	老齢年金裁おける一番を表現の発生を表現の発生を表現の関います。] . 入	東京	事務センター	2012年 6月15日	2012年8月8日	〇お客様より、年金の加入記録について、お問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	に、共済組合期間の入力を誤ったこと	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本に進達し訂正処理を でに訂正処理を でに訂正を行ったため影響額はあ りません。	を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知	3
363	障害認る言語を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	: の 入	東京	墨田	2009年9月11日	2012年6月18日		〇平成21年度の障害状態確認届の処理を行った際に、お客様の診断書コードの入力を誤り、永久固定としたことによります。	5名	_	0		を行い、障害状態確認届の取扱いの確認と入力時のチェックの徹底を 周知しました。	
364	特別障害を対していていていていていていて	:	北海道	事務センター	2012年 9月14日	2012年10月16日	〇機構本部より、特別障害給付金について振込不能になっている旨の連絡があり、確認したところ、振込口座の誤りが判明しました。	〇お客様から配偶者死亡による特別 障害給付金未払金請求書を受理した 際に、振込先の口座について、お客様 の口座への変更処理を漏らしたことに よります。	1名	未払い	15,567	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を事務センターに 進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象を説明 し入力時の確認を徹底するよう周 知しました。	内部
365	老裁厚資年の金銀原産の金銀原産の金銀票を発用のようについて) : 力	福岡	小倉北	1997年 6月頃	2012年11月16日	○事務センターより、被保険者記録の 確認依頼があり、確認したところ、老齢 年金裁定時の厚生年金資格喪失年月 日の入力誤りが判明しました。	に、厚生年金資格喪失年月日につい	1名	未払い	510		を行い年金裁定請求書受付時における記録の確認の徹底を周知しま	3
366	老齢年は日本の表別である。] . 入	茨城	事務センター	2009年 10月22日	2012年 11月26日	○年金事務所より、年金の裁定状況 に係る照会があり、確認したところ、老 齢年金裁定時における旧令共済期間 の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、旧令共済を有さないにもかかわらず、郵便番号などの数字を旧令共済期間に誤って入力し、裁定したことによります。 ○委託業者の入力誤りによるものです。	3名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 ○誤った年金証書を回収し正しい 年金証書を送付しました。	し、再発防止策として、事故防止の徹底を図る旨の報告書が提出され	,

整理	単 件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
36	障害基礎年 年金裁け 時の は は は は は り に い い い い い い い い い い い い い い い い い い		青森	青森	2002年 6月13日	2012年 11月19日	〇お客様より、障害年金の認定結果 について問合せがあり、確認したところ、障害基礎年金裁定時における診断書コードの入力誤りが判明しました。	〇障害基礎年金を裁定した際に診断 書コード及び傷病コードの入力誤り、 別様式による診断書を配布したことに よります。	1名	未払い	16,384	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部と協議の上、関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	し入力時の確認を徹底するよう周	外部
36	老齢年は一般を表現の表現である。	入	福島	事務センター	2011年 5月12日	2012年11月21日	〇年金事務所より、年金の裁定状況 に係る照会があり、確認したところ、老 齢年金裁定時における旧令共済期間 の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、旧令共済を有さないにもかかわらず、郵便番号などの数字を旧令共済 期間欄に誤って入力し、裁定したこと によります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 ○誤った年金証書を回収し正しい年金証書を送付しました。	を行い、年金裁定請求書受付時に おける記録の確認の徹底を周知し	内部
36	年金請求書受付控の受付について	通知書	東京	世田谷	2012年 9月3日	2012年10月16日		○郵送による年金請求書を受付けた際に、本来、所定の受付控えを送付すべきところ、別の用紙を送付したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、受付控えの扱いについて、 確認の徹底を周知しました。	
37/	障害年金額の変更作成の変更を の作っていい りについい	通知書	福島	事務センター	2012年 10月4日	2012年12月6日	ついて連絡があり、確認したところ、障	〇障害年金の支給停止処理を行った際に、本来、3級該当によるとすべきところ、誤って3級不該当によるとして処分したことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 明し、了承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	を行い、審査及び入力時のチェック	
37	老齢年金請求に係る説明誤について		大阪	豊中	2012年 5月8日	2012年 5月8日	〇お客様からの老齢年金の請求手続きを受理した際に、確認したところ、老齢年金請求に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、年金支給額について相談を受けた際に、既に老齢年金を受給中にもかかわらず、請求手続きが必要との説明を行ったことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、ご理解を求めました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
372	再裁定後 の 期説明明 について	説明誤り	宮崎	都城	2012年 3月13日	2012年 3月15日	〇お客様より、再裁定後の支払について、問合せがあり、確認したところ、再 裁定後の支払時期に係る説明誤りが 判明しました。	〇お客様より、再裁定後の支払について、電話による問合せを受けた際に、年金記録の確認を誤り、誤った支払時期をお伝えしたことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
373	老齢年金の分別について	り説明誤り	愛知	笠寺	2012年7月4日	2012年8月3日		〇お客様より、支給停止事由該当届を受付した際に、業務スケジュールの確認を漏らし、支払開始月の説明を行ったことによります。 〇委託社会保険労務士の確認誤りによるものです。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○社会保険労務士会に、今回の事 象を連絡し、再発防止策の徹底を 依頼しました。	外部
374	在職の日本を受験を表する。在職の日本を表する。在の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	00	北海道	札幌北	2011年7月21日	2012年 1月13日	〇お客様より、年金の支払額について、問合せがあり、確認したところ、在職中に受ける老齢年金支払額に係る説明誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターで、在職中 に受ける老齢年金の支払額と今後の 総与受取額との調整のについて、相 談を受けた際に、長期特例などに係る 考慮を漏らし説明したことによります。	1名	_	0	を求めました。	○担当部署において、事象の説明を行い、長期特例該当者の取扱い及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	
375	再裁定後の支払額の説明いて	説明誤り	兵庫	明石	2011年10月24日	2012年2月10日	〇お客様より、再裁定後の支払について、問合せがあり、確認したところ、再 裁定後の支払額の説明誤りが判明しました。	〇死亡した親族の記録が判明したこと に伴う処理を行った際に、再裁定後の 支払額について、旧法の併給調整の 考慮を漏らし説明したことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認及び旧法 併給調整の取扱の確認を徹底する よう周知しました。	
376	源泉徴収 票交付に 係る説明 誤りついて	説明誤り	東京	目黒	2012年 3月6日	2012年 4月27日	〇お客様より、源泉徴収票交付に係る 問合せがあり、確認したところ、源泉徴 収票交付に係る説明誤りが判明しまし た。	受けた際に、本来、再裁定処理の完	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、ご理解を求めました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、源泉徴収票の交付に係る 取扱の確認を徹底するよう周知しま した。	

**	理号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
3	の技の診	規定後 を を を も明いて	説明誤り	和歌山	和歌山東	2010年 4月30日	2012年 6月11日	〇お客様より、再裁定後の支払について、問合せがあり、確認したところ、再 裁定後の支払額の説明誤りが判明しました。	〇新たな記録が判明したことに伴う処理を行った際に、再裁定後の支払額について、国民年金通算を齢年金が裁定取消になることによる調整についての説明を漏らしたことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、ご理解を求めました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
3	の支の診	は定後 を払い を払い をおいて	説明誤り	宮崎	宮崎	2010年9月11日	2011年8月5日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、再裁定後の支払額の説明誤りが判明しました。	〇新たな記録が判明したことに伴う処理を行った際に、再裁定後の支払額について、旧法該当者であることから、失権後新規裁定になり、減額になる旨の説明を行わなかったことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、ご理解を求めました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、旧法に係る再裁定の取扱 の確認を徹底するよう周知しまし た。	内部
3	の受件に説明	金融を発表して	説明誤り	千葉	千葉	2012年 2月20日	2012年3月1日	〇お客様が老齢年金の裁定請求手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様から年金相談を受けた際に、 国民年金第3号被保険者期間として扱 うことができない期間を含め、老齢年 金の受給要件を満たしていると説明を 行ったことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 の国民年金の追納について説明し、記録の訂正を行いました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
3	発生日の	命年金 経絡権 三年月 ○説のい	説明誤り	沖縄	石垣	2012年 3月10日	2012年 7月31日	〇お客様より、後納制度について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給権発生年月日の説明誤りが判明しました。	〇お客様より、後納制度に係る問合せを受けた際に、老齢年金の受給権発生年月日について、300月を満たす時点に遡り支給すると誤った説明を行ったことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、後納制度の取扱の確認を 徹底するよう周知しました。	外部
3	受付 齢年 払割	世を主義のに にを主義のりに いて	説明誤り	愛知	笠寺	2012年 7月4日	2012年 8月7日	〇お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、在職中に受ける老齢年金支払の説明誤りが判明しました。	〇お客様より老齢年金の請求手続きをを受けた際に、在職中の老齢年金の調整により、全額停止になる月分を含めて支払期間を説明したことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部

整理	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
38.	再裁定後 の支払額 の説明についっ		大分	別府	2010年 10月21日	2012年 6月20日		〇新たな記録が判明したことに伴う処理を行った際に、再裁定後の支払額について、遡及する返納額についての説明を漏らしたことによります。	1名	_	0		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認及び決裁 時のチェックを徹底するよう周知し ました。	
38	年金証書に記載された月数明明		北海道	函館	2012年 7月14日	2012年 8月11日	〇お客様より、年金の加入月数について問合せがあり、確認したところ、年金証書に記載された月数の説明誤りが判明しました。		1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明 の上、年金記録確認方法について 研修を行い、確認を徹底するよう周 知しました。	
38	老齢年金の場所の場所を表現の場所を表す。		千葉	木更津	2012年 2月頃	2012年3月18日	〇お客様より、長期特例請求に係る申 出があり、確認したところ、老齢年金の 長期特例請求の説明誤りが判明しま した。	求に係る相談を受けた際に、申請に必	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
38	老齢年金の遡及明誤りについて		長崎	長崎南	2012年 6月27日	2012年10月15日	〇お客様より、年金の支払額について 問合せがあり、確認したところ、老齢年 金の遡及支払の説明誤りが判明しま した。		1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認及び時効 の取扱の確認を徹底するよう周知 しました。	
38	老齢年金をの拠及いについて		埼玉	所沢	2012年 2月13日	2012年6月18日	〇お客様の代理人より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の遡及支払の説明誤りが判明しました。	〇お客様の代理人から老齢年金請求 に係る相談を受けた際に、本来、時効 により5年分のみ遡及支払が行われる と説明すべきところ、年金時効特例法 の理解不足より、受給権発生日まで遡 り支給されると説明したことによりま す。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。		

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
387	記録判明に伴う後のの年のでは、またのでは、またののでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、	説明誤り	大阪	貝塚	2008年 5月10日	2011年 7月8日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、記録判明 に伴う再裁定後の年金額の説明漏れ が判明しました。	〇記録判明に伴う再裁定後の年金額 の説明を行った際に、お客様の受給 年金の内、新法は増額、旧法は減額と なるにもかかわらず、旧法の減額に係 る説明を漏らしたことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	を行い、減額事案に係る受付日等 取扱いの確認の徹底を周知しまし	内部
388	在職中に受ける老女に会になる。 一般を表現のでは、 一般である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	説明誤り	京都	京都南	2011年 12月13日	2012年 8月15日	〇お客様より、年金の支払について、 問合せがあり、確認したところ、在職中 に受ける老齢年金支払の説明誤りが 判明しました。	〇新たな記録が判明したことに伴う処理を行った際に、再裁定後の支払額について、在職中の老齢年金の調整により、全額停止になる月分を含めて支払期間を説明したことによります。	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。		外部
388	在職中を受齢を発生を表す。	説明誤り	広島	広島東	2012年1月27日	2012年 12月28日	〇お客様より、年金の支払について、 問合せがあり、確認したところ、在職中 に受ける老齢年金支払の説明誤りが 判明しました。		1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。		外部
390	老齢年 の 国第 第 第 第 間 制 間 り り に つ い い い い い い い い い い い い い い い い い い	説明誤り	京都	上京	2012年 12月27日	2013年1月7日	〇お客様が老齢年金の請求に来所した際に、確認したところ、国民年金第3 号被保険者期間の説明誤りが判明しました。	〇お客様から老齢年金の請求に係る 相談を受けた際に、受給要件を満たし ていないにもかかわらず、離婚期間を 国民年金第3号被保険者期間に含 め、受給要件を満たしているとした説 明を行ったことによります。	1名	_	0		○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外部
391	加入記録に係る説明誤りについて	説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2012年 8月8日	2012年 12月10日	〇お客様より、死亡した親族に係る加入記録について、相談があり、確認したところ、前回相談時の加入記録の説明誤りが判明しました。	入記録について相談を受けた際に、既	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承をお願いしました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、個人情報保護の徹底を依頼し、再発防止策として、事故防止の徹底を図る旨の報告書が提出されました。	

整理	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
39.	障害状態に 係る に は い い に い い に の い に の い に の い い い い い に い い い い	説明誤り	福島	事務センター	2012年 9月27日	2012年 9月27日	○事務センターにおいて、問合せへの 回答について、確認をしたところ、障害 年金の支払サイクルにかかる説明誤 りが判明しました。		2名		0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明 をし、障害状態確認届について、取 扱いの確認と徹底を周知しました。	7
39	障害年金要の納保証の の納保 は で の が は で の が に で が り に の い い い い い い い い に っ い い に っ い い に っ い い に っ い に っ い に の い に の い に の に の り に り に の ら り に り に り に り の に り の に り の に り の に り の に り に り	説明誤り	兵庫	西宮	2013年 1月21日	2013年2月15日	〇お客様より、納付要件について問合 せがあり、確認したところ、障害年金の 納付要件に係る説明誤りが判明しまし た。	を受けた際に、国民年金の未加入期	1名	_	0		〇担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。 〇社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	ы Н
39	雇用保付金を を を を を を は の 係 の 係 の の の の の の の の の の の の の の の	説明誤り	兵庫	明石	2012年 10月31日	2012年 12月17日	〇お客様より、年金の支払日について 問合せがあり、確認したところ、雇用保 険の給付と老齢年金との調整に係る 説明誤りが判明しました。		1名		0			ы
39	遺族年金要の件に説明して	説明誤り	高知	幡多	2012年 5月17日	2013年1月4日	〇お客様から年金相談を受けた際に、 回答内容を確認したところ、遺族年金 の受給要件に係る説明誤りが判明し ました。	〇お客様の代理人から年金相談を受けた際に、JR共済組合による旧法退職共済年金の受給者に1年未満の厚生年金加入期間が判明しましたが、厚生年金に統合する前に亡くなられているため、受給要件が無いにも関わらず、有ると説明したことによります。	1名		0		〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給要件の取扱い及び記 録確認の徹底を周知しました。	
39	合算対象 期間に係 る説明誤い について	り説明誤り	群馬	太田	2012年 11月20日	2012年 11月22日	〇お客様の老齢年金請求にかかる申 出を受けた際に、確認したところ、合算 対象期間に係る説明誤りが判明しました。	受けた際に、元配偶者の厚生年金に	1名	_	0			

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
397	雇用保付金 の 名齢の は は は は は は い に る り に る り に る り い の れ り い り い り い り い り い り い り い り い り い り	説明誤り	大阪	守口	2012年 6月14日	問険)お客様より、年金の支払日について 引合せがあり、確認したところ、雇用保 はの給付と老齢年金との調整に係る は明誤りが判明しました。	老齢年金の支給停止期間を誤って説	1名	_	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金の支払日及び支給停 止期間等については十分確認の 上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
398	老齢年年の金別である。	記録訂正誤り	広島	広島東	1997年 11月27日	に金		〇お客様の配偶者の老齢年金の請求 手続きを行った際に、別人の厚生年金 記録を算入して、老齢年金の裁定を 行ったことによります。	2名	過払い	100,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 ○なお、本来の記録の持ち主の連絡先は不明です。		
399	老齢年金裁録を確認します。	記録訂正誤り	兵庫	加古川	1991年 4月11日	確		〇お客様の配偶者の老齢年金を裁定 した際に、別人記録を含む加入期間に より、裁定したことによります。	2名	過払い			〇担当部署において、事象の説明 を行い、記録の確認を徹底するよう 周知しました。	
400	障害基礎 年金の 得審 りについて	事故等	岐阜	事務センター	2010年 7月31日	て基	問合せがあり、確認したところ、障害	〇市町村役場において、お客様の扶養親族の確認を誤り、所得の控除がされないまま、障害基礎年金所得状況 届連名簿を作成したことによります。	1名	未払い		〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 明し、了承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し正しく処理されたことを確認しました。	て、事故防止の徹底を図る旨の経	
401	老齢年金の繰れの記録を表示を表示のできません。	事故等	千葉	事務 センター	2011年 12月9日	誤 た	はりがあったとの連絡があり、確認しところ、老齢年金の繰下げ請求の受 担誤りが判明しました。	〇市町村役場で、老齢年金に係る相談を行った際に、繰下げ請求を行った 場合は、請求した月の翌月分より支給されると説明すべきところ、5年間分遡及して支給されるとの誤った説明をしたことによります。	1名	未払い	2,463,975	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱を協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○繰下請求の取下処理に係る関係 書類一式を機構本部に進達し支払 を確認しました。	絡し、再発防止の周知・徹底を依頼	

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
402	別人記録 り所・ の及び氏等 見付い について	事故等	宮崎	延岡	2011年 10月18日	2012年 3月5日	〇市町村役場より、お客様の加入記録等について連絡があり、確認したところ、別人記録の統合誤り及び住所・氏名変更届等の受付誤りが判明しました。	〇お客様が転入等の手続きを市町村 役場で行った際に、別人記録を本人記録と誤り統合処理の届出と、住所・氏 名変更届を受理し機構に進達したこと によります。	2名	_	0	〇市町村役場の担当者がそれぞれ のお客様にお詫びの上説明し、了 承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し、訂正処理を確認しました。なお、 年金の選択により影響額は発生し ていません。	を行い、市町村役場との連携の重要性を周知しました。 〇市町村役場に対し再発防止を要	
403	市町村の場では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	事故等	岡山	倉敷東	2012年 5月22日	2012年6月18日	〇お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、市町村役場からの情報提供誤りによる年金の支払保留が判明しました。		1名	未払い	128,650	〇市町村役場の担当者がお客様に お詫びの上説明し、了承を得ました。 〇支払保留の解除処理を行い、支 払を確認しました。	を行い、市町村役場との連携の重 要性を周知しました。	外部
404	基礎年金知書の例示記	事故等	岐阜	大垣	2012年 6月19日	2012年6月19日	〇年金相談を行ったお客様からの指摘により、確認したところ、お客様から 提出いただいた基礎年金番号通知書 の例示誤りが判明しました。	〇年金事務所で基礎年金番号通知書の記入例として、本来、マニュアル等にある記入例を使用すべきところ、お客様から提出いただいた通知書を例示していることが判明しました。	1名	_	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、個人情報の取扱に注意す るよう周知、徹底しました。	外部
405	被保険者名字業のではいて	事故等	北海道	札幌西	2011年12月15日	2012年1月16日	〇お客様の代理人より提出のあった、 資格喪失者諸変更関係届について、 不審な点があることから、確認したとこ ろ、被保険者記録回答票及び事業所 記録の交付誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターで、お客様の代理人より、加入記録の調査依頼を受けた際に、本人確認が不十分であるにもかかわらず、別人の可能性のある被保険者記録及び事業所記録を交付したことによります。	1名	_	0	○担当者がお客様及び代理人にお 詫びの上説明し、了承をお願いしま した。 ○担当者がお客様に記録に係る確 認を行い、本人記録と確認できない ことから、関係書類を返戻しました。	象を連絡し、再発防止策として、事 象の周知と指導を行った旨の連絡	内部
406	市町村役の情報による事業の事業を表現していて	事故等	岡山	倉敷	2012年 5月22日	2012年6月28日	〇お客様より、年金の支払について問合わせがあり、確認したところ、市町村役場からの情報提供誤りによる年金の支払保留が判明しました。		1名	未払い	156,683	〇市町村役場の担当者がお客様に お詫びの上説明し、了承を得ました。 〇支払保留の解除処理を行い、支 払を確認しました。	を行い、市町村役場との連携の重要性を周知しました。	

整理番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
407	老齢定は、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、おきないでは、またのでは、おきないでは、おきないでは、これでは、おきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	事故等	大分	事務センター	2012年 8月15日	2012年8月20日	〇共済組合から、お客様の老齢年金 の共済組合記録について、問合せが あり、確認したところ、共済組合期間の 算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、共済組合期間について、合算記録とすべきところ、共済記録として算入したことによります。 〇共済組合発行の年金加入期間確認通知書の証明欄に年金決定者と誤った表示がされていたことによります。	1名	過払い	5,591		〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	3
408	年金記録 の交付誤 りについて	事故等	大阪	天王寺	2012年 4月5日	2012年 4月5日	○年金事務所において、お客様から の離婚分割に係る相談を受けた際 に、元配偶者に係る年金記録の交付 誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターで、離婚分割に係る相談を行った際に、元配偶者に係る年金記録を交付したことによります。	2名	_	0	○担当者がそれぞれのお客様にお 話びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って渡した書類を回収しまし た。		内部
409	障害基礎 年金の所 得審査漏 れについ て	事故等	東京	千代田	2012年 8月頃	2012年 10月9日		○障害状態確認届の処理を行った際 に、区役所において、お客様から所得 状況の申告があったにもかかわらず、 未申告として、処理したことによりま す。	1名	未払い	131,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 の関係書類一式を機構本部に進達し正しく処理されたことを確認しました。	区役所の担当部署において、事象の説明を行い、所得確認の徹底を	
410	老齢に共期のはいる。	事故等	東京	八王子	2008年 4月10日	2012年6月14日	〇市町村共済組合より、年金加入期間確認通知書の記載内容を誤って発行したとの連絡があり、確認したところ、共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、年金加入期間確認通知書に基づき裁定したところ、本来、厚生年金期間と共済組合期間の重複はないにもかかわらず、重複していたとして期間を調整したことによります。 〇市町村共済組合による年金加入期間確認通知書の作成誤りによるものです。	1事業所1名			○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金記録の確認の徹底を周 知しました。	
411	業務目的 外閲覧に ついて	事故等	京都	京都南	2012年 8月23日	2012年9月6日		〇年金相談業務に従事した社会保険 労務士が、窓口装置の操作の練習と して、自分の氏名、生年月日等により 氏名索引を行ったものです。 〇社会保険労務士が、自分の記録を 閲覧しても業務目的外閲覧には当た らないと誤った認識をしていたことによ ります。	1名	_	0	〇他に業務目的外閲覧をしていないことを確認しました。	〇社会保険労務士会に、今回の業 務目的外による年金記録の閲覧の 事象を連絡し、個人情報保護の徹 底を依頼しました。	

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
412 ~ 454	不審電話 について			年金事務 所38件 本部5件	2013年 8月	2013年 8月	ので、確認したい」との照会がありました。	〇社会保険事務所や社会保険事務局、日本年金機構、市(区)町村の職員を名乗り、次のような内容の電話が、保険療費の還付があるので、フリーダイヤルや携帯電話に折り返し連絡し、手続きをするように促す。 (2)医療費の還付があるので、コンビニエンスストアやスーパーマーケットに設置してあるATMに行き振込の操作をするように促す。 (3)口座番号や携帯電話番号などの個人情報を聞き取ろうとする。	2事業	_	0	〇現在、社会保険事務所や社会保 険事務局は存在しないことをお伝え しました。 〇医療費の還付は年金事務所では 行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。 〇電話で金融機関のATM等に誘導し、振込手続きを行うことはない ことをお伝えしました。 〇電話で口座番号などの個人情報 を確認することは行っていないこと 及び個人情報等は回答しないよう お伝えしました。	意を促すように指示しています。 〇日本年金機構ホームページに、 不審電話及び不審な訪問に関する	5

日本年金機構の平成25年8月分システム事故等一覧

整理番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象	原因		影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	
	健康保険・ 厚生年金 保険と告知 額の誤りに ついて	2009年	2013年	〇年金事務所より、納入告知額が誤っている との連絡があり、確認したところ、健康保険・ 厚生年金保険料の納入告知額の誤りが判明 しました。	確認不足によるものです。	23事業	7.0/11	0.470	正しい納入告知書を送付しました。 〇プログラムの修正を行いました。	○担当部署及び委託業者において対し、 事象の説明を行い、プログラム開発及び 修正時の確認方法を見直し、取扱いを周 知、徹底するようにしました。	内
1		3月頃	2月18日			所86名	その他	2,473			部
	遺族年金 と老齢の 金属の は で ラム誤り について	2011年 6月15日		調整状況について連絡があり、確認したところ、遺族年金と老齢年金の調整に係るプログラム誤りが判明しました。	〇遺族年金と老齢年金の調整を行う際に、 老齢年金が減額改定されているにもかかわらず、減額改定前の状況により計算がなされていたことによります。 〇プログラム作成時の委託業者及び職員の確認不足によるものです。	87名	未払い	71,634	正しい支払通知書を送付しました。 〇訂正処理を行い支払が行われたことを	○担当部署及び委託業者において、事象 の説明を行い、プログラム開発及び修正 時の確認方法を見直し、取扱いを周知徹 底するようにしました。	